

横浜都市農業推進プラン

2024-2028

活力ある都市農業を未来へ

2024年3月

横浜市環境創造局

■ 目次

1章	横浜都市農業推進プランについて	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
3	横浜の農業の多様な役割	2
2章	横浜の農業を取り巻く環境	4
1	これまでの横浜市の農政の取組	4
2	横浜の農業の現状	6
3	横浜の農業が抱える課題	11
4	横浜の農業を取り巻く社会情勢の変化	14
3章	計画の方針	17
1	基本理念とおおむね10年後の目標	17
2	5か年の計画の柱	18
3	農業施策の体系	20
4章	施策の内容	21
	計画の柱1 持続できる都市農業を推進する	21
	施策1 市内産農畜産物の生産振興	23
	事業① 市内産農畜産物の生産振興	23
	施策2 農業生産基盤整備支援	27
	事業② 生産基盤の整備と支援	27
	施策3 多様な担い手に対する支援	31
	事業③ 農業の担い手の育成・支援	31
	事業④ 農業経営の安定対策	35
	施策4 農地の保全と利用促進	36
	事業⑤ 農地の貸し借りの促進	36
	事業⑥ まとまりのある農地等の保全	37
	施策5 地域特性を生かした都市農業の推進	38
	事業⑦ 旧上瀬谷通信施設の農業振興	38
	事業⑧ 地域特性を生かした農業振興	40
	計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	41
	施策1 農に親しむ取組の推進	42
	事業① 良好な農景観の保全	42
	事業② 農とふれあう場づくり	44
	施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進	47
	事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	47
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	48

1章 横浜都市農業推進プランについて

1 計画策定の背景

横浜市における都市農業施策は、昭和40年代の港北ニュータウン計画において、都市と調和した農業を展開するために農業専用地区制度を創設したことに始まります。その後、法に基づく農業振興地域制度や生産緑地制度などの農地保全策と併せて、農業専用地区を中心に、農地の基盤整備等の農業振興策や担い手支援策を進めてきました。さらに、市民農園の開設や地産地消の推進により、市民が農とふれあえる取組も行うなど、横浜市ではこれまでも農業を取り巻く社会状況の変化に応じて、都市と農業が共存する「農」のあるまち横浜を目指して農業の総合計画を策定し、施策展開をしてきました。

平成26年度には農地の遊休化や担い手の減少、農に対する市民ニーズの高まり等の横浜の農業を取り巻く状況を踏まえて、引き続き活力ある都市農業が展開されることを目標に、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望した5か年の具体的な取組として、「横浜都市農業推進プラン」を策定しました。

その後、国においては、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、この法律に基づき平成28年に策定された「都市農業振興基本計画」において、都市農地の位置付けが「都市にあるべきもの」となりました。

平成29年には「生産緑地法」が改正され、買取申出時期を延長する特定生産緑地制度が創設されるとともに、「都市緑地法」が改正され、緑地の定義に農地が含まれることが明記されるなど、都市農地の位置づけが、大きく変わりました。

横浜市では、都市農業の振興と市民の豊かな食生活の向上に寄与することを目的とした「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を平成26年に制定し、市内産農畜産物のブランド化に向け「横浜農場」を活用したプロモーションや6次産業化の支援等により地産地消を推進しています。

また、世界的な穀物需要の増加や原油価格等の高騰、国際情勢等の影響により、国内での農業生産や自給力向上が重要視されているとともに、農業に伴って発生する温室効果ガスの抑制や生物多様性の保全など環境にやさしい農業への取組の推進が求められています。

さらに、市民の「新鮮で美味しい」といった食に対するニーズは引き続き高く、市民グループやNPO法人等が地産地消に積極的に関わるなど、食や農を巡る新たな動きが活発になっています。市民農園や収穫体験等の農体験へのニーズもますます高まり、農業を通じた福祉や教育に関する社会活動も進むなど、横浜の農業は、都市の魅力を向上させ、市民の暮らしを豊かにする存在へと価値が高まってきています。

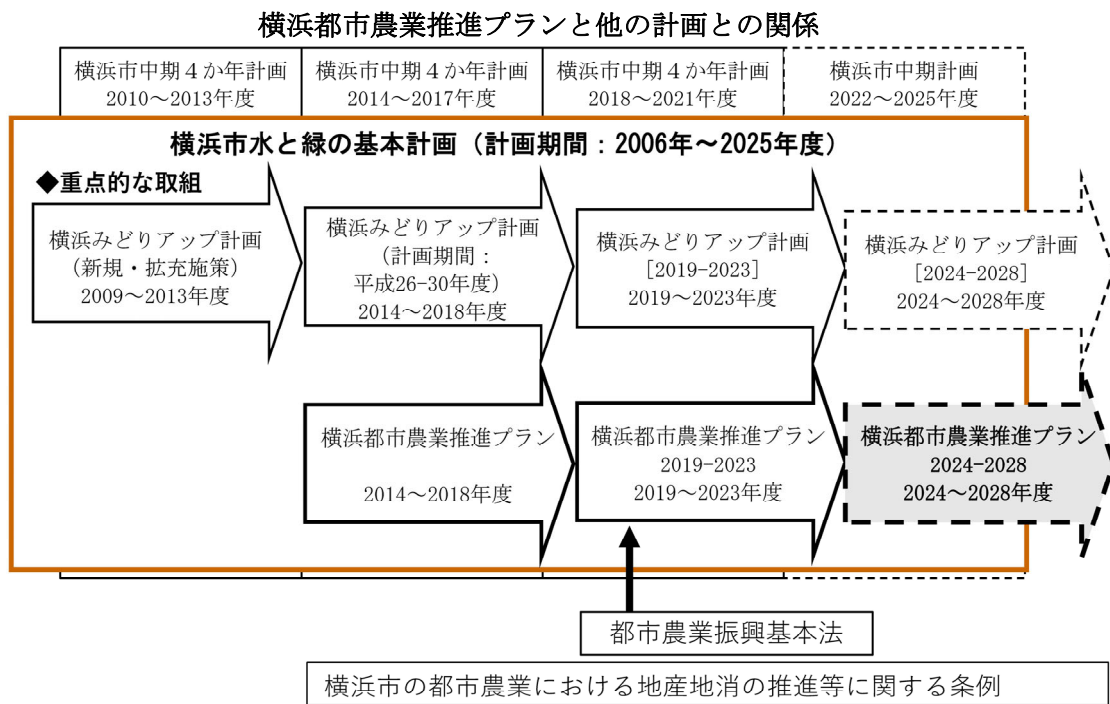
一方で、横浜市内の農家戸数や農地面積は減少が続いており、荒廃農地の増加が懸念されています。

令和5年度には当初計画策定から10年が経過することから、横浜の農業が抱える課題、市民ニーズ、この10年間の農業を取り巻く社会情勢の変化、これまでの取組の実績と成果等を踏まえて、再度おおむね10年後の横浜の都市農業を展望し、2024年度以降の5か年の農業施策について「横浜都市農業推進プラン2024-2028」として取りまとめました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、「横浜市水と緑の基本計画」等の諸計画や「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」と整合を図り、農業分野の施策の方向性と具体的取組を定めるものです。

本計画の計画の柱2（※P20 農業施策の体系参照）は「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」にも位置付けるため、本計画の計画期間も、2024年度から2028年度とします。また、本計画は平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく、都市農業の振興に関する地方計画に位置付けています。なお、都市農業振興基本法において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいい、都市と農地が近接している横浜市においては、市域全体を都市農業の対象としています。



3 横浜の農業の多様な役割

都市の農業は、様々な農畜産物を生産して市民の食生活を支えるとともに、農畜産物の加工・流通・販売・飲食サービスなどのほか、農業資材・農業機械・燃料など多くの業種と結びついて、地域経済にも貢献をしています。

また、防災や良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験や交流の場の提供など、様々な役割を果たしており、この「多様な機能」が十分に発揮されるよう、都市農業の振興に取り組んでいく必要があります。

(1) 農畜産物を供給する機能

野菜や果物、肉や卵、花き、植木等の多種多様な農畜産物が生産・販売されています。横浜市の推定農業産出額は県内で第1位の産出額となっています。

(2) 防災の機能

まちなかの農地はオープンスペースとして、火災の延焼防止、地震時の避難場所、仮設住宅建設用地等の防災空間としての機能等、様々な防災・減災機能を持っています。横浜市では、約250haの農地を防災協力農地として登録しており、登録された農地は、災害時には避難場所等の役割を果たします。

(3) 良好な景観の形成の機能

畑や水田などの田園景観は四季によって色彩を変え、安らぎを与えてくれます。集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観など良好な農景観は、都市の魅力にもなっています。

(4) 国土・環境の保全の機能

農地は、多様な生き物の生息・生育環境の創出、雨水の貯留・浸透による洪水防止や地下水の涵養等、多様な機能を有しています。

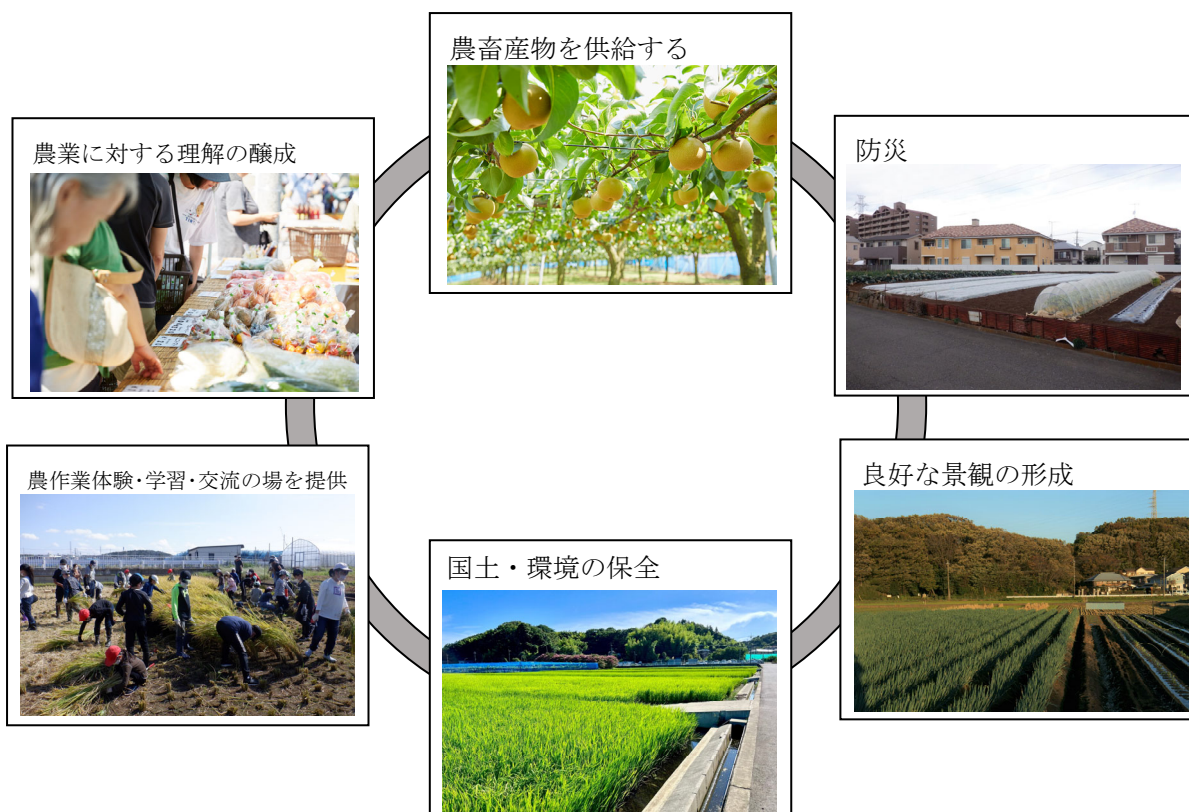
(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

身近な農地で、様々な農へ関わることができることは横浜の農の魅力です。横浜市には、収穫体験農園や区画貸しの認定市民菜園、苗の植え付けや農産物の収穫などを行う農体験教室など、様々なニーズに合わせた多様な農体験の場があります。

(6) 農業に対する理解の醸成の機能

横浜市内に約1,000か所あると言われている直売所やマルシェでは、生産者と直接ふれあい、旬を感じることができます。また、様々な主体による農体験イベント等により、農業への理解醸成が図られています。

都市農業の多様な機能



2章 横浜の農業を取り巻く環境

1 これまでの横浜市の農政の取組

横浜市は、人口377万人(令和5年10月現在)を擁する全国で最も人口の多い基礎自治体です。横浜市では、昭和30～40年代の高度経済成長期の急激な人口増大により、農地や樹林地は開発されて急速に減少し、都市のスプロール化が顕著になりました。

昭和40年に港北ニュータウン計画を市の6大事業のひとつとして発表し、計画的な土地利用施策を展開するため、横浜市独自の「農業専用地区」制度を設け、昭和44年に港北ニュータウン地域内農業専用地区を設定しました。さらに、昭和46年度に始めたフルーツパーク設定事業により本格化したナシ園の造成は、現在の「浜なし」の生産につながっています。

その後、昭和50年代になると、市民の農業への理解を深めるために市民菜園を開設するとともに、田園景観の美しい地域に都市住民を呼び込み、市民との交流による農業振興・農地保全を図ることを目的とした「横浜ふるさと村設置事業」など、市民と農とのふれあいを深める取組を新たに始めました。

昭和60年代以降、地価高騰や住宅難などが大きな問題となり、平成3年に生産緑地法等が改正され、横浜市でも生産緑地地区の指定に取り組みました。

防災や景観、農体験など、農地の多面的な機能が注目され、都市農業の役割が改めて見直されるようになり、平成5年には、多様な市民農園の開設を目的に、市民が農家の指導を受けて本格的な野菜づくりを体験することができる栽培収穫体験ファーム制度を開始しました。

平成10年には、野菜や果樹の生産振興対策などを横浜ブランド農産物育成増産事業に集約し、「はま菜ちゃん」をシンボルマークとした地域ブランドを推進しました。

また、市民と農との交流を通じて農業の活性化を図る「恵みの里推進事業」により、地域農産物の生産振興や農体験の場づくりを進めました。

平成15年には、構造改革特区制度の活用により、農家開設型の市民農園制度を創設、その後改正された特定農地貸付法に基づき、多くの市民農園の開設を支援しています。

平成18年には「横浜市水と緑の基本計画」が策定され、農地は河川や水路、樹林地、公園等とともに、横浜らしい水・緑環境に位置付けられました。

さらに、平成21年度からは、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な緑の取組である「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」により、農景観の保全や市民と農とのふれあいの事業を拡充し、農業振興と農地保全、市民と農とのふれあいや地産地消の推進に努めてきました。

横浜市農業施策等の取組年表

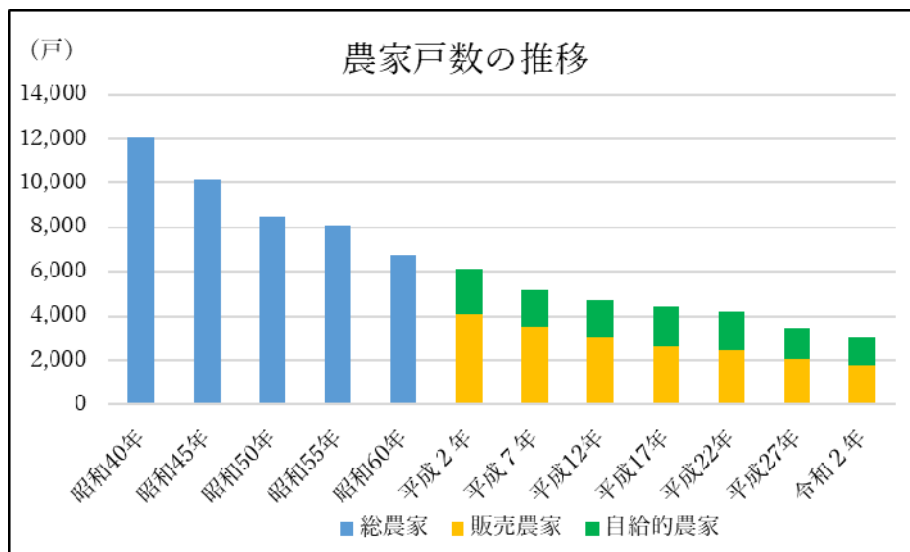
年度	取組内容
昭和41年度	中里地区で観光果樹園造成事業(～43年度)。
昭和42年度	野菜指定産地事業開始。
昭和44年度	港北ニュータウン地区内で、横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に6地区230haを指定。
昭和45年度	都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の線引き。 横浜市農業総合計画 を策定。
昭和46年度	横浜市農業専用地区設定要綱制定。農業振興地域の指定。緑化用苗木増殖事業開始。フルーツパーク設定事業により恩田川・谷本川沿岸でナシ園造成(～55年度)。
昭和48年度	農業振興地域整備計画を策定(農用地区域の指定)。
昭和49年度	農業緑地保全事業開始。
昭和51年度	レクリエーション農園として、市街化区域内に市民菜園を開設。
昭和55年度	新農業総合計画 を策定。寺家地区で横浜ふるさと村事業に着手。戸塚区平戸地区で市街化区域から市街化調整区域への逆線引き。
昭和56年度	緑のマスタープラン横浜市原案を策定。観光農業振興事業で果樹園の整備が全市に展開。
昭和58年度	寺家地区を横浜ふるさと村に指定。
昭和60年度	農業専用地区設定要綱を改正し面積要件を「20ha以上」から「概ね10ha」に。
昭和62年度	寺家ふるさと村開村。
平成元年度	都市農業総合計画 を策定。舞岡地区を横浜ふるさと村に指定。都市農園基本構想。
平成3年度	金沢臨海部農園整備事業着手。障害者農業就労援助事業開始。
平成4年度	生産緑地地区275ha指定(市街化区域農地の18%)。グリーンコンポスト(剪定枝たい肥)利用促進事業開始。
平成5年度	栽培収穫体験ファーム制度を開始。
平成6年度	認定農業者の認定開始。ゆめはま2010プランで恵みの里構想。農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定。
平成8年度	阪神・淡路大震災を機に防災協力農地登録制度を創設。よこはま・ゆめ・ファーマー認定支援制度開始。
平成9年度	舞岡ふるさと村開村。横浜ブランド農産物育成増産事業基本方針策定、恵みの里事業を開始。緑に関する総合計画の 横浜市緑の基本計画 策定。援農ボランティア育成に向け市民農業大学講座開始。
平成10年度	農協開設型大規模市民農園の柴シーサイドファーム開園。恵みの里に田奈地区を指定。横浜ブランド農産物のシンボルマーク「はま菜ちゃん」決定。
平成11年度	食料・農業・農村基本法制定。
平成12年度	恵みの里に都岡地区を指定。
平成15年度	構造改革特区制度の活用により、農家開設型の市民農園を開始。
平成16年度	環境保全型農業推進者認定制度、特別栽培農産物認証制度の開始。
平成17年度	市民と農との地産地消連携事業を開始。特定農地貸付法改正で、農家開設型市民農園が可能に。横浜チャレンジファーマー支援事業を開始し農業への新規参入を推進。恵みの里に新治地区を指定。
平成18年度	地産地消を推進する人材育成として「はまふうどコンシェルジュ講座」開始。直売ネットワーク開始。 横浜市水と緑の基本計画 策定。学校給食での市内産農産物の一斉供給開始。
平成20年度	農政施策検討会が「横浜における今後の農政施策について」を答申。 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (計画年度:平成21-25年度)を策定。
平成21年度	地産地消サポート店登録制度開始。みなとみらい農家朝市開始。
平成22年度	横浜市食育推進計画策定(地産地消や食に関する体験活動を位置づけ)。農地法等の改正を受け、農業経営基盤強化基本構想を改定し、新規参入制度を拡充。
平成23年度	中期4か年計画に食と農の新たな展開による横浜農業の振興を位置づけ、「食と農の連携事業」・「地産地消新ビジネスモデル支援事業」を開始。神奈川新聞社と市内2農協の協働で図書「食べる.横浜」刊行。
平成24年度	戸塚区総合庁舎が移転し、屋上農園や地産地消直売コーナー設置。
平成25年度	横浜みどりアップ計画(計画年度:平成26-30年度) を策定。
平成26年度	横浜都市農業推進プラン 策定。「 横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例 」制定。恵みの里に柴シーサイド地区を指定。
平成27年度	市内の農協が合併し1農協に。都市農業振興基本法施行。在日米軍上瀬谷通信施設の全域が返還。
平成28年度	農地転用許可権限が県知事から市長に移譲。「横浜市の農畜産物等のブランド化に向けたプロモーションの取組について(ブランド戦略)」を策定。
平成29年度	生産緑地法一部改正。
平成30年度	都市農地の貸借の円滑化に関する法律制定。 横浜みどりアップ計画[2019-2023] を策定。 横浜都市農業推進プラン2019-2023 を策定(都市農業振興基本法の地方計画に位置づけ)。
令和元年度	『横浜農場の展開』における生産振興の基本的な考え方を策定。
令和2年度	恵みの里に北八朔地区を指定。
令和4年度	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)制定。農業経営基盤強化促進法一部改正。特定生産緑地指定。

2 横浜の農業の現状

(1) 農家戸数の推移

農林水産省が5年毎に実施している農林業センサス（※P10 コラム参照）によると、市内の農家戸数は、高度経済成長期の昭和40年代に減少の幅が大きく、その後も年々減少が続いています。

令和2年の調査では、総農家数は3,056戸、うち販売農家1,770戸、自給的農家1,286戸となっています。

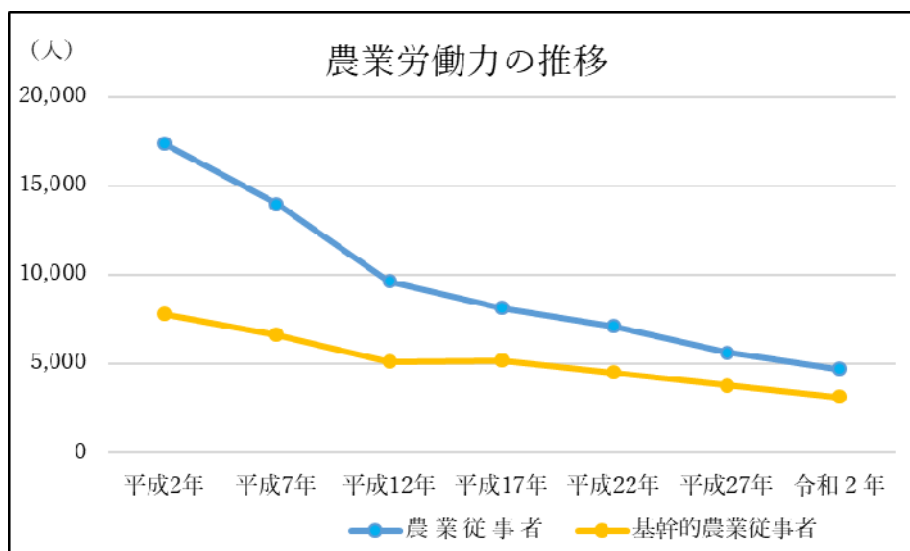


※ 昭和60年以前は、販売農家と自給的農家の別はない。
※ 農林業センサス（農林水産省）を編集

(2) 農業労働力の推移

農林業センサスにおける農業労働力を示す数値には、「農業従事者」、「基幹的農業従事者」があります。

横浜市では、ここ20年間は、5年毎の減少数がほぼ一定しており、令和2年の調査では、農業従事者が4,703人、基幹的農業従事者が3,133人となっています。

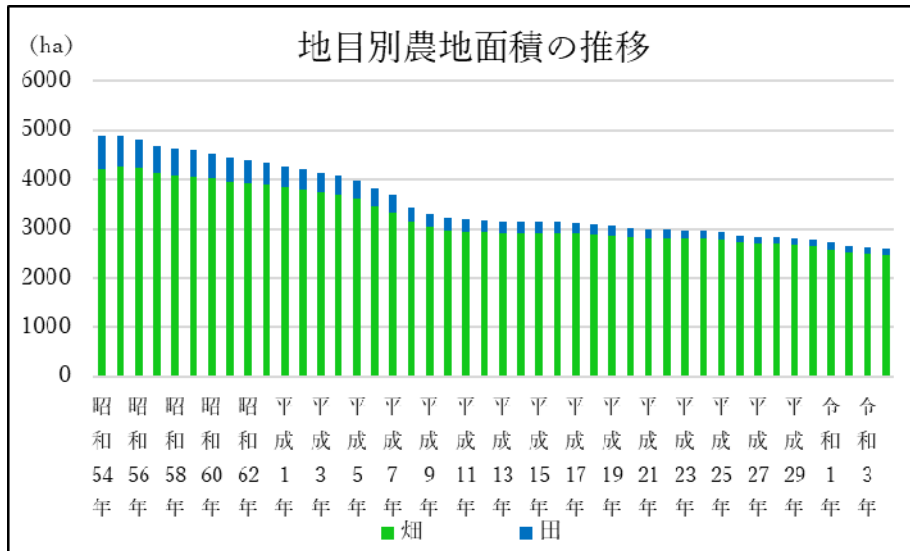


※ 農林業センサス（農林水産省）を編集

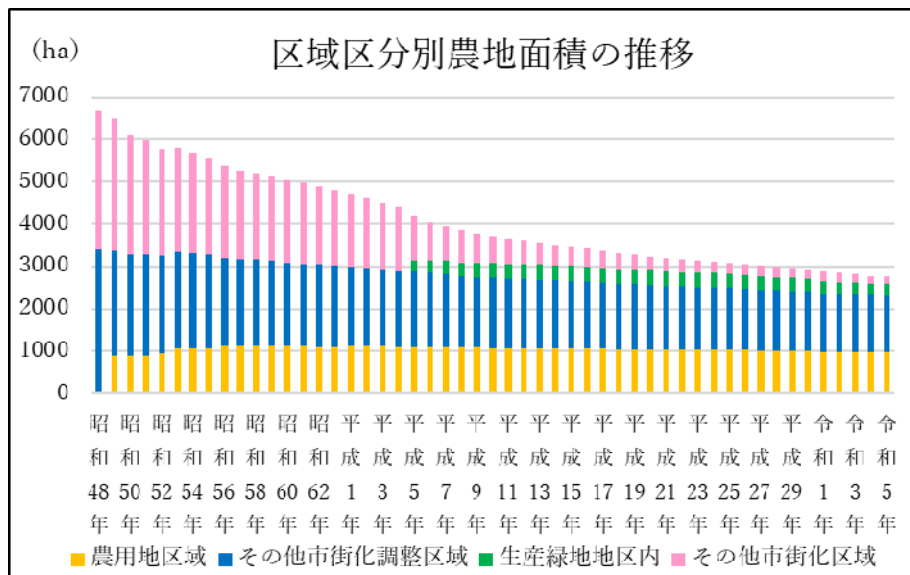
(3) 農地面積の推移

市内の農地面積は、年々減少しており、昭和54年に市内に約5,000haあった農地は現在は、3,000ha以下になっています。特に水田は市内の農地に占める割合も少なく、大変貴重なものとなっています。

区域区分別にみると、大幅に減少したのは市街化区域の農地で、市街化調整区域の農地については、緩やかな減少となっています。



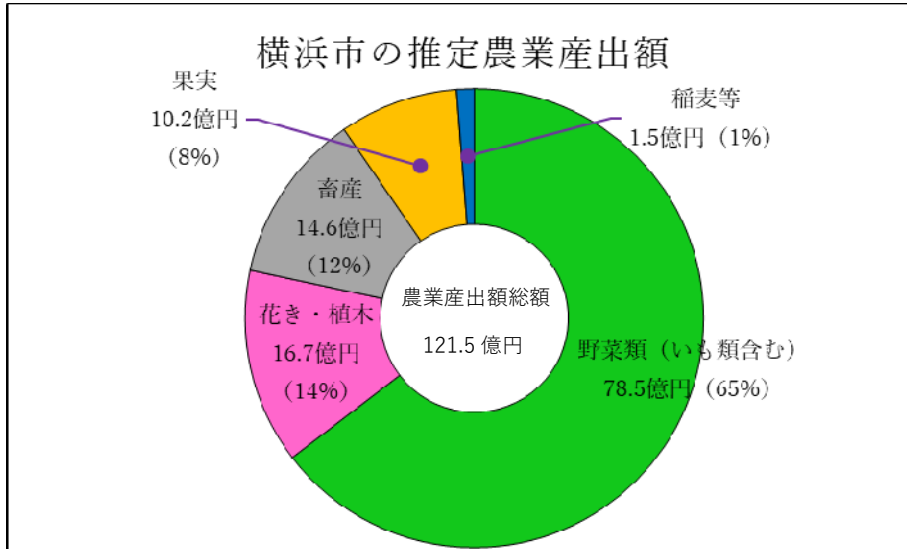
※ 作物統計調査（農林水産省）を編集



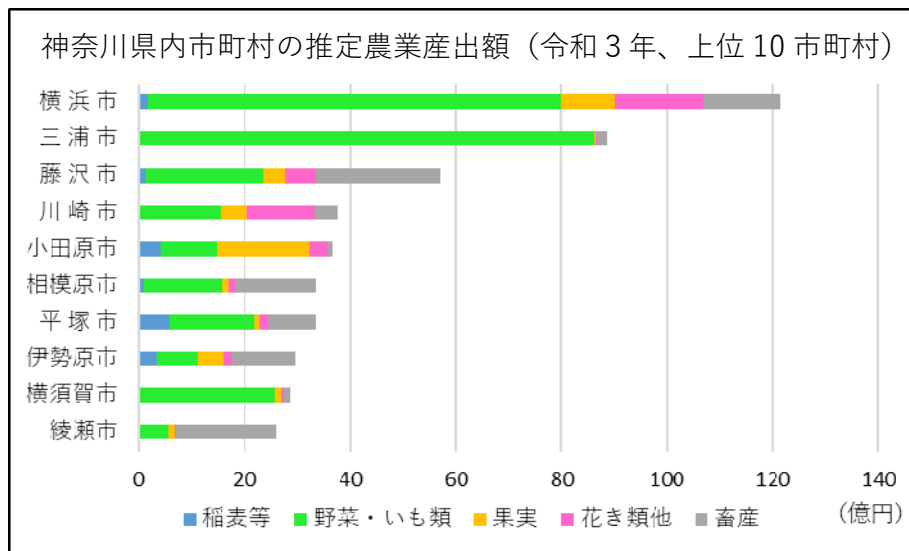
※ 固定資産概要調査（横浜市財政局）を編集

(4) 農業産出額

農林水産省が公表している令和3年の市町村別農業産出額^(※1)(推計)によると、横浜市の農業産出額は約121億5千万円で、神奈川県内の市町村中、第1位でした。産出額の約65%が野菜(いも類を含む)で最も多く、次いで花き・植木類は約14%、畜産(4部門合計)は約12%、果実は約8%、稲作や麦類・豆類などの普通作物は合わせて1%ほどとなっています。



※ 令和3年 市町村別農業産出額(推計) (農林水産省) より



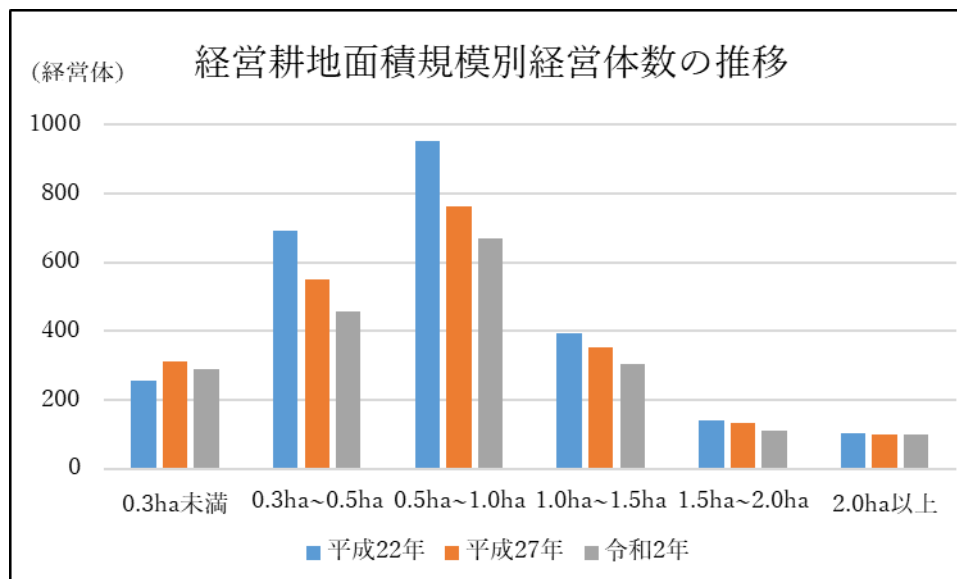
※ 令和3年 市町村別農業産出額(推計) (農林水産省) より

※1 農業産出額…農林水産省の農林水産統計による市町村別農業産出額(生産額と同義)は、平成18年で調査・公表がなくなりました。ここに示した推計値は、それに代わるもので、2020年農林業センサスの結果と、毎年の都道府県別統計等をもとにした農林水産省が算出した推計値です。

(5) 経営耕地面積規模別経営体数

農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、令和2年においては「0.5ha～1.0ha 未満」が670経営体と最も多く、次いで「0.3ha～0.5ha 未満」が458経営体、「1.0ha～1.5ha 未満」が303経営体となっています。

平成22年と比較すると「0.5ha～1.0ha 未満」、「0.3ha～0.5ha 未満」が特に減少しています。一方で「2.0ha 以上」、「1.5ha～2.0ha 未満」は減少が緩やかとなっています。

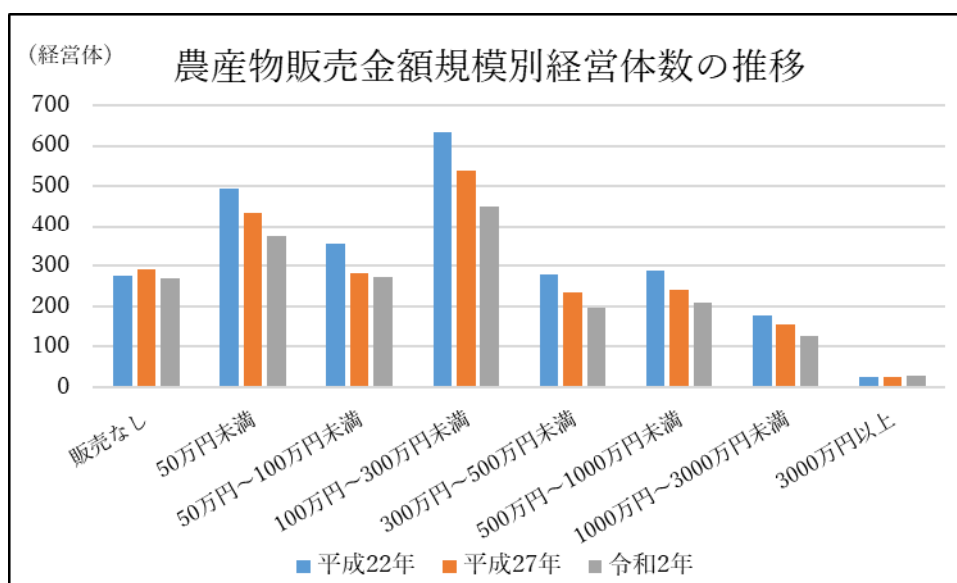


※ 農林業センサス（農林水産省）を編集

(6) 農畜産物販売金額規模別経営体数

販売する農産物の販売金額規模別に農業経営体数をみると、令和2年においては「100万円～300万円未満」が451経営体と最も多く、次いで「50万円未満」が375経営体、「50万円～100万円未満」が273経営体となっています。

平成22年と比較すると「100万円～300万円未満」が特に減少しています。一方、「1000万円～3000万円未満」は減少が比較的緩やかであり、さらに「3000万円以上」は微増しています。



※ 農林業センサス（農林水産省）を編集

農林業センサスとは

わが国の農林業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成・提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査です。

主な用語の説明

- 農家・・・・・・・・・・経営耕地面積が10a（1,000㎡）以上または調査期日前1年間の農産物販売額が15万円以上の世帯
- 販売農家・・・・・・・・農家のうち、経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上のもの
- 自給的農家・・・・・・・・農家のうち、経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満のもの
- 農業経営体・・・・・・・・次の①から③のいずれかに該当する事業を行っているもの
 - ①経営耕地面積が30a以上の規模の農業
 - ②農作物の作付け（栽培）面積、家畜の飼養頭羽数（出荷羽数）などが一定規模以上の農業
 - ③農作業の受託事業
- 経営耕地面積・・・・・・・・農家が経営している耕地（田、畑及び樹園地の計）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計
- 農産物販売金額・・・・・・・・肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額
- 農業従事者・・・・・・・・15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
- 基幹的農業従事者・・・・・・・・15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

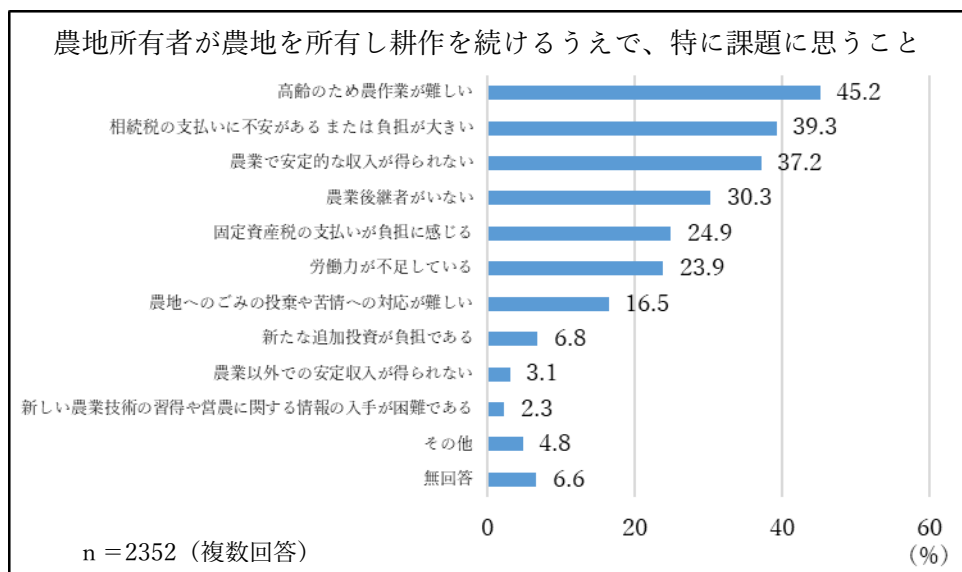
横浜市の農地等に関わる区域区分

- 市街化区域・・・・・・・・「都市計画法」に基づき市長が指定するもので、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- 市街化調整区域・・・・・・・・「都市計画法」に基づき市長が指定するもので、市街化を抑制すべき区域
- 生産緑地地区・・・・・・・・「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす一団の区域を、都市計画で定めたもの
- 農業振興地域・・・・・・・・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定
- 農用地区域・・・・・・・・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定

3 横浜の農業が抱える課題

(1) 農家が営農を継続する上での課題

横浜市が行った「横浜の緑に関する土地所有者意識調査 (R4)」のうち農地所有者 (1,000 m²以上の農地所有者) に対する調査では、「農地を所有し耕作を続けるうえで、特に課題と思うこと」(複数回答) で、「高齢のため農作業が難しい」が回答者の約 45.2%と、最も多くの方が課題としてあげていました。次いで、「相続税の支払いに不安があるまたは負担が大きい」が約 39.3%で第2位、「農業で安定的な収入が得られない」が約 37.2%で第3位と、いずれも 35%を超える高い回答率でした。農家の負担や経営に対する不安が読み取れます。



※ 令和4年 横浜の緑に関する土地所有者意識調査 (横浜市環境創造局) より

(2) 効率的な農業生産を進める上での課題

ア 農業生産基盤の老朽化

横浜市の集団的な農業地域の生産基盤整備は、昭和40年代の人口急増期に河川改修と併せて行われた水田のほ場整備と用排水路整備、昭和40年代後半から始まった農業専用地区における畑の土地改良事業と畑地かんがい施設の整備が大部分を占めています。

これらの施設も整備後40~50年が経過し、農業生産基盤の老朽化が進んだ結果、配管の破損やポンプなど揚水機能の低下などの影響が出ています。

イ 農業生産施設等の老朽化

農家個人の所有する園芸用の温室や果樹棚、畜舎といった生産用施設についても、耐用年数を超過しているにもかかわらず更新ができていないものが多くあります。こうした生産施設の老朽化も、生産量減少の原因の一つとなっていると考えられます。

また、果樹では、果樹棚だけでなく、特に昭和40年代に市の支援事業により植栽されたナシ等を中心に、樹体そのものも老木化し、改植を行わないと、十分な収穫量を上げられない状態になっています。

これらは、果樹棚や園芸用施設の新設時期が、補助事業の実施や施設園芸への転換と時期が重なり、昭和40年代から50年代に集中的に整備された施設が多いためです。

(3) 良好な営農環境を維持する上での課題

ア 遊休農地

農地を耕作する担い手不足によって遊休農地が発生し、雑草の繁茂などによる隣接農地への影響とともに、防犯・防災上の懸念や景観上も課題となっています。

イ 農地の周辺環境への配慮

横浜市では、農地と住宅が近接しているところが多いことから、農地からの土埃の発生や土砂の流出、農薬の飛散やたい肥の臭いなどによるトラブルも多く発生しています。都市と農業が共存するためには、市民の農業への理解とともに、農業の側からも配慮が求められています。

(4) 農体験や農畜産物に対する市民ニーズへの対応

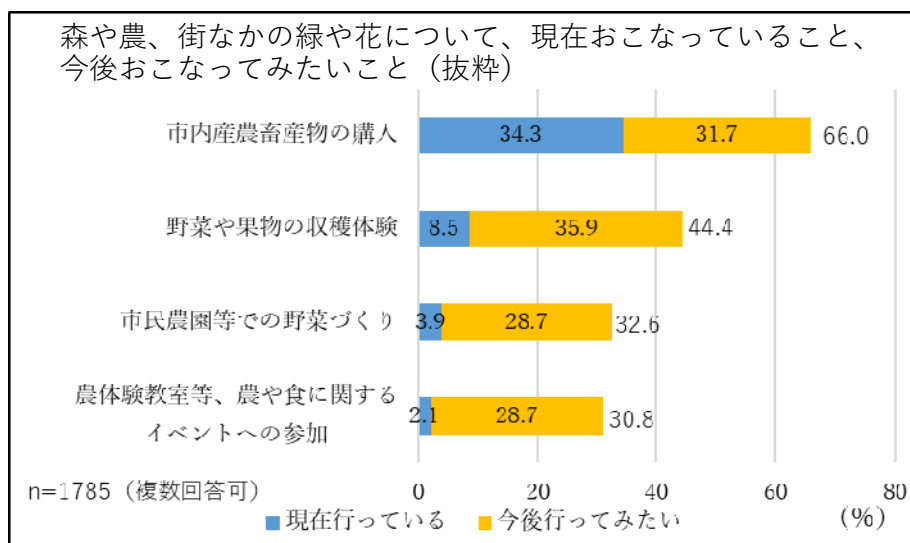
ライフスタイルの変化や、食育・健康への関心の高まりなどから、地産地消や農体験へのニーズがますます高まっています。

令和4年度の「横浜の緑に関する市民意識調査」による「森や農、街なかの緑や花について、現在行っているもの、もしくは今後行ってみたいもの」(複数回答)では、「市内産農畜産物の購入」を現在行っていると回答した人は34.3%、今後行ってみたい人が31.7%で、合わせると66%と非常に高い割合でした。

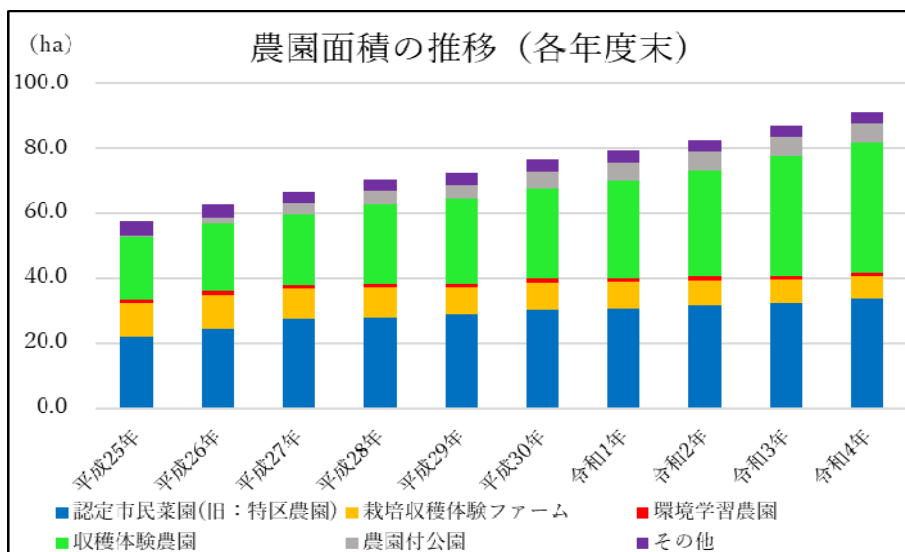
また、「野菜や果物の収穫体験」では、現在行っている人が8.5%、今後行ってみたい人が35.9%で、合わせると44.4%、

「市民農園等での野菜づくり」を現在行っている人が3.9%に対し、今後行ってみたい人は28.7%、合わせて32.6%でした。

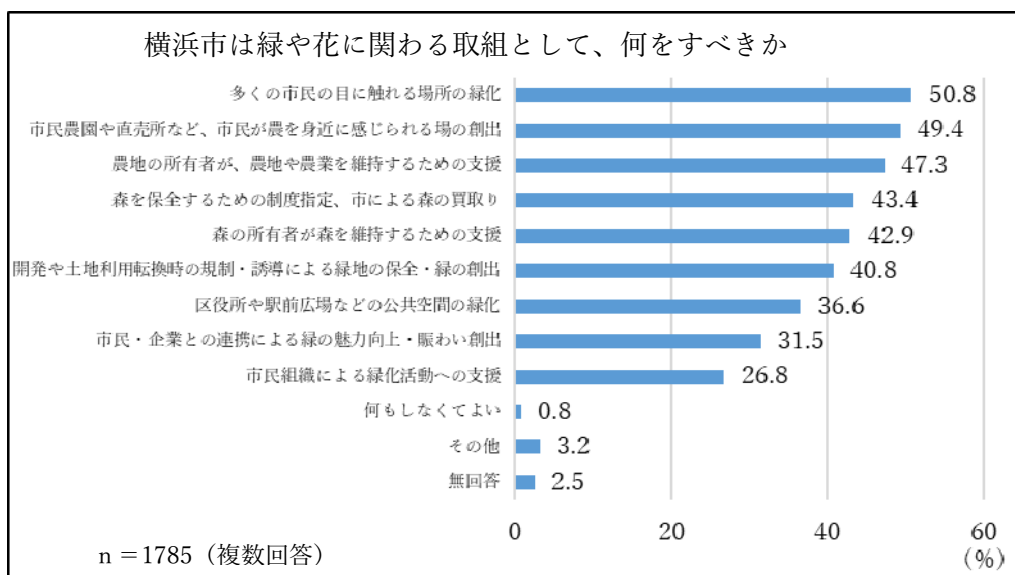
横浜市では直売所の設置支援等の地産地消の推進や、収穫体験農園や市民農園の開設を推進していますが、更なる推進が求められています。



※ 令和4年 横浜の緑に関する市民意識調査 (横浜市環境創造局) を編集



また、「横浜市は緑や花に関わる取組として、何をすべきか」（複数回答）では、「市民農園や直売所など、市民が農を身近に感じられる場の創出」と回答した人は 49.4%、「農地の所有者が、農地や農業を維持するための支援」と回答した人は 47.3%でした。農体験や農畜産物に対するニーズだけでなく、農家に対する支援等、幅広い取組が求められています。



※ 令和4年 横浜の緑に関する市民意識調査（横浜市環境創造局）より

4 横浜の農業を取り巻く社会情勢の変化

平成 26 年度以降の横浜の農業を取り巻く社会情勢の変化は、主に次のとおりです。

(1) 横浜市地産地消推進条例の施行

横浜市では、「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を制定し、平成 27 年 4 月に施行しました。

条例では、都市農業の振興と市民の豊かな食生活の向上に寄与することを目的に、広報活動、情報の共有等、市の施設等における市内産農畜産物の利用促進、市内産農畜産物等のブランド化、観光資源としての活用、6 次産業化^(※1)の推進、食育との連携などを基本的施策としてあげています。

また、市の責務として、「生産者、事業者及び市民と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」と同時に、「農畜産業等の多様な担い手への支援を行うものとする」としています。

なお、条例に基づくブランド戦略として、平成 28 年 9 月には「横浜市の農畜産物等のブランド化に向けたプロモーションの取組について」をまとめ、「横浜農場」を活用した統一的なプロモーションを中心に、取組を進めています。

(2) 都市農業振興基本法の施行と都市農業振興基本計画の策定

「都市農業振興基本法」が制定され、平成 27 年 4 月に施行されました。

これまで都市の農地は、三大都市圏の特定市では、生産緑地地区に指定された農地以外は、「宅地化すべき」農地とされてきました。しかし、人口減少やライフスタイルの変化、防災の観点などの背景から、都市の農地が、都市環境の改善や心のやすらぎ、防災や景観形成に果たす役割が見直され、都市に「あるべきもの」として位置付けられ、都市の農業・農地の多様な機能の評価が高まっています。

さらに、都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が平成 28 年 5 月に策定され、地方公共団体でも「地方計画を定めるよう努めなければならない」と定められました。横浜市では、平成 30 年の都市農業推進プラン改定時から本計画を地方計画に位置づけ、都市農業振興基本法の基本理念にのっとり、都市農業の振興に取り組んでいます。

(3) 生産緑地法改正

平成 4 年に三大都市圏の特定市で一斉に指定された生産緑地地区は、指定から 30 年を迎えると所有者はいつでも市に買取りの申出ができるようになります。

そこで、生産緑地法が一部改正され、①市町村が条例で定めれば、生産緑地地区の指定面積要件を 500 m²から 300 m²に引き下げることが可能にし、②生産緑地地区内に、直売所や農家レストラン、加工所が設置可能になり、また③指定から 30 年が経過した生産緑地地区の買取申出時期を 10 年間延長できる「特定生産緑地制度」が創設され、平成 30 年 4 月までの間に施行されました。

横浜市では、この法改正に対応し、「横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を平成 29 年 12 月に制定し、面積要件を 300 m²に引き下げました。

※1 6 次産業化…農林漁業者（第 1 次産業）が、加工（第 2 次産業）・販売（第 3 次産業）まで関わった取組や農商工連携の取組など

また、令和4年に指定から30年が経過する生産緑地の内、約9割（170.4ha）について特定生産緑地として指定するなど、生産緑地の保全に取り組んでいます。

（４） 旧上瀬谷通信施設の返還とまちづくり・GREEN×EXPO 2027 の開催

平成27年6月に返還された、旧上瀬谷通信施設（瀬谷区瀬谷町・旭区上川井町ほか）は、民有地、国有地、市有地をあわせ、約242haに及ぶ首都圏において大変貴重な広大な土地です。農地部分は農業専用地区（上瀬谷、上川井）に指定されていますが、電波障害防止地域などの制限により、約70年にわたり土地利用が制限され、土地基盤整備事業を行うことができませんでした。

都市農業の振興と都市的土地利用を両立させるため、令和2年3月にまちづくりの方針や土地利用の考え方をとりまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定、令和4年10月には市施行による土地区画整理事業の事業計画決定を行い、本地区区でのまちづくりや生産基盤の整備等に向け、事業を推進しています。

農業を振興する区域については、将来的に都市農業のモデルとなるような農業振興を図れるよう、地域の農家と検討を進めています。

また、令和9年、横浜市の旧上瀬谷通信施設でGREEN×EXPO 2027が開催されます。GREEN×EXPO 2027では「花き園芸の振興と国内需要の拡大、さらには日本の課題である農業の担い手確保や持続可能な農業・農村地域づくりに取り組む」としています。そこで、GREEN×EXPO 2027を契機とした花き園芸文化の振興等を通じて横浜の農業の活性化につなげます。

（５） 農業委員会法改正と農地転用許可権限の移譲

平成28年4月施行の農業委員会法改正により、農業委員会の委員の選出方法や定数の変更のほか、不耕作地の解消や農地の流動化を推進していく農地利用最適化推進委員が置かれました。横浜市では平成29年8月の選任から、新たな体制で遊休農地の解消に向けて取り組んでいます。

また、この法改正に基づき「指定市町村」として、県知事から農地転用の許可権限移譲を受け、農地転用の審査・許可を行っています。

（６） 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行

都市農業振興基本法に基づく都市農地の保全策の一環として、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成30年9月に施行され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みがスタートしました。

この法律を活用することで、生産緑地を農家に貸す場合や市民農園を開設する場合にも、相続税の納税猶予を継続できることとなりました。

横浜市でも生産緑地について農家同士の貸し借りや農園の設置を進めています。

（７） みどりの食料システム法の施行

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が成立し、令和4年7月に施行されました。みどりの食料システム法では、令和3年5月策定の「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた基本理念を定め、生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進することとなりました。具体的な内容としては、農林漁業由来の環境負荷の低減を図る取組や有機農業を進めやすくするための取組等を促進することとなりました。

(8) 農業経営基盤強化促進法改正

令和4年5月に、農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域計画の策定が定められました。具体的には、①市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者等による協議の場を設け、②市町村は協議結果を踏まえ、農用地等の区域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画（地域計画）を定めることとなりました。

(9) 地球環境問題等への対応

SDGs（持続可能な開発目標）をはじめ、農林水産省生物多様性戦略^(※1)やみどりの食料システム戦略等においても、温室効果ガスの抑制や生物多様性保全など環境にやさしい農業への取組の推進が求められているとともに、気候変動への適応策の必要性等が高まっています。横浜市でも化学合成農薬や化学肥料の削減等に取り組む環境保全型農業の推進や環境に配慮した農業の取組を支援しています。また、市内の再生可能エネルギー導入を促進させるため、農業の分野においても太陽光発電等の普及を検討していきます。さらに地産地消の取組を推進することにより、輸送に伴う温室効果ガスの発生抑制を図ります。

また、農業は、生物多様性と生態系サービス^(※2)と関連が深く、生物多様性の損失を止め回復に反転させるネイチャーポジティブ^(※3)の実現が必要です。したがって、農業や農地の持つ生物多様性の保全や雨水貯留による洪水の抑制など、グリーンインフラとしての機能、自然を活用した解決策に取り組んでいます。

コラム

ソーラーシェアリング

ソーラーシェアリングとは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置^(※)し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のことです。

営農を続けながら、農地の上部空間を有効活用することにより電気を得ることができるため、発電電力の自家利用等により農業経営をサポートできるというメリットがあります。

さらに、耕作放棄地など農地の遊休化が進んでしまった土地の再生利用という観点でも、期待されています。

※設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用許可が必要です。



ブドウ畑でのソーラーシェアリング

- ※1 農林水産省生物多様性戦略…食料・農林水産業を支える自然資本の損失をプラスに反転させ、生物多様性の主流化を促進し、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すもの
- ※2 生態系サービス…人間が生態系から得ることのできる便益。ミレニアム生態系評価では、供給的サービス（食べもの、水、木材等）、調整サービス（気候などの制御・調節）、文化的サービス（レクリエーションや教育の場としての活用）、基盤的サービス（光合成による酸素の供給や栄養循環。他の生態系サービスを支える）の4つに分類している
- ※3 ネイチャーポジティブ（自然再興）…従来の生物多様性の損失を止めるという視点から、一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという考え方生態系

3章 計画の方針

1章及び2章で述べたように、現在の横浜の農業が抱えている課題や市民ニーズ、横浜の農業を取り巻く社会情勢の変化やこれまでの実績と成果を踏まえて、基本理念を定め、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望し、令和6年度から10年度までの5か年の施策・事業・具体的取組を定めます。

1 基本理念とおおむね10年後の目標

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、「活力ある都市農業を未来へ」とします。

(2) おおむね10年後の目標

おおむね10年後の横浜の都市農業の目指す姿として「活力ある都市農業が展開され、農のある豊かな暮らしが実現している」とし、生産者、事業者及び市民と連携を深め、さらなる横浜農場（※）の展開を図ります。（※P19コラム参照）

目標1 市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな技術を積極的に取り入れ、新規就農者も含め意欲ある農家により元気な横浜の農業が展開されています。

各農業地域の特性が十分に生かされて、高い意欲を持った農家により、新たな技術も積極的に取り入れた農業が展開されています。

農業生産基盤の整備や農業経営の効率化に向けた農業振興が進み、多様な担い手により農地の利用促進が図られるなど、多様な農業が営まれています。また、市内産農畜産物の生産振興により質の高い農畜産物が生産され、横浜の農業の特徴である少量多品目生産を生かし、多様な消費ニーズに対応した農畜産物の供給が行われています。

目標2 良好な農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。

農地は、食料を生産する役割だけでなく、土・緑・水の維持に欠かせない豊かな生物多様性を支える機能をはじめ、子どもたちの教育や、福祉など社会活動の場に有効な役割を果たす機能、生物多様性の保全の機能などを有しています。そのような、多面的機能がより一層発揮されるとともに、農地が市民共有の貴重な財産として保全されています。

目標3 市民が農に関わる機会が市内全域で増えるとともに、地産地消が進んでいます。

収穫体験農園、市民農園や様々な農体験教室など市民が気軽に農にふれる機会が増え、農業が環境学習や食育の場として広く市民に親しまれるとともに、援農に参加する市民が増加しています。

身近なところで市内産農畜産物を購入できる直売所やマルシェが増えるとともに、様々な事業者と連携した加工品の商品化等の6次産業化や飲食店による市内産農畜産物の利用など、地産地消の取組が拡大しています。

また、「横浜農場」のロゴマークを活用した効果的なプロモーションが展開されることにより、横浜の農業や農畜産物の魅力が市内外に広く周知され、市内産農畜産物の消費拡大が進んでいます。

2 5か年の計画の柱

(1) 計画の柱の設定

10年後の目標を踏まえて、今後の5か年の具体的な取組を進めるにあたり、引き続き、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する」取組と、農景観の保全や地産地消など「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組を、二つの柱として設定します。

計画の柱1 持続できる都市農業を推進する

農業生産基盤整備の支援や生産振興を図るとともに、多様な担い手の確保や支援により、将来にわたり持続可能な都市農業を推進する取組として、

- 施策1 市内産農畜産物の生産振興
- 施策2 農業生産基盤整備支援
- 施策3 多様な担い手に対する支援
- 施策4 農地の保全と利用促進
- 施策5 地域特性を生かした都市農業の推進

の5つの施策を行います。

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地がもつ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組として、

- 施策1 農に親しむ取組の推進
- 施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

の2つの施策を行います。

なお、計画の柱2については、「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」にも位置付けています。

横浜農場の展開

● 横浜農場とは

横浜は大都市でありながら、市民に身近な場所で、野菜や米をはじめ肉などの畜産物まで多品目の農畜産物が生産され、美しい農景観が広がっています。また、意欲的な生産者、市内産農畜産物を利用する飲食店・事業者、「農」に関心が高い市民（消費者）など様々な主体が関わって地産地消を進めているのも横浜の特徴です。

このような、横浜らしい農業全体（生産者、市民、企業などの農に関わる人々、農地・農景観、農業生産活動など）を一つの農場に見立て、「横浜農場」という言葉で表しています。



● 横浜農場の展開

以下の取組を強化しながら進めていきます。

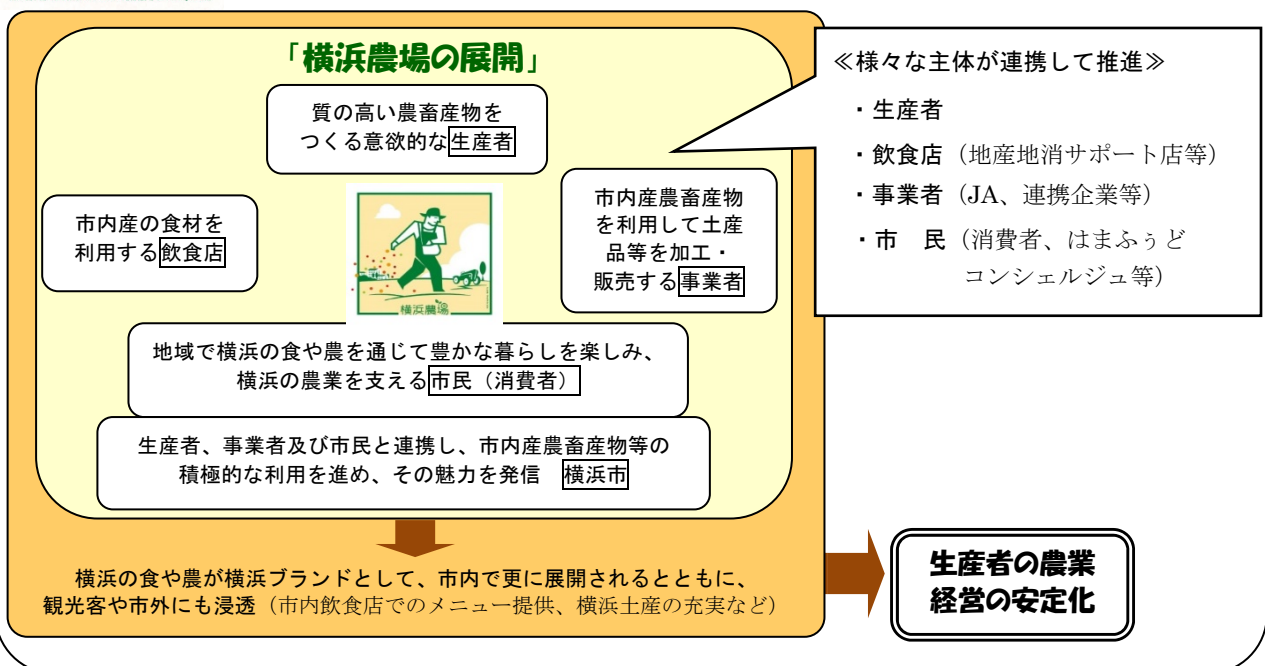
・人材・場の活用や各分野との連携

特に地産地消に関わる人材の育成や企業等との連携を強化し、協働して横浜ならではの都市農業の活性化を目指します。

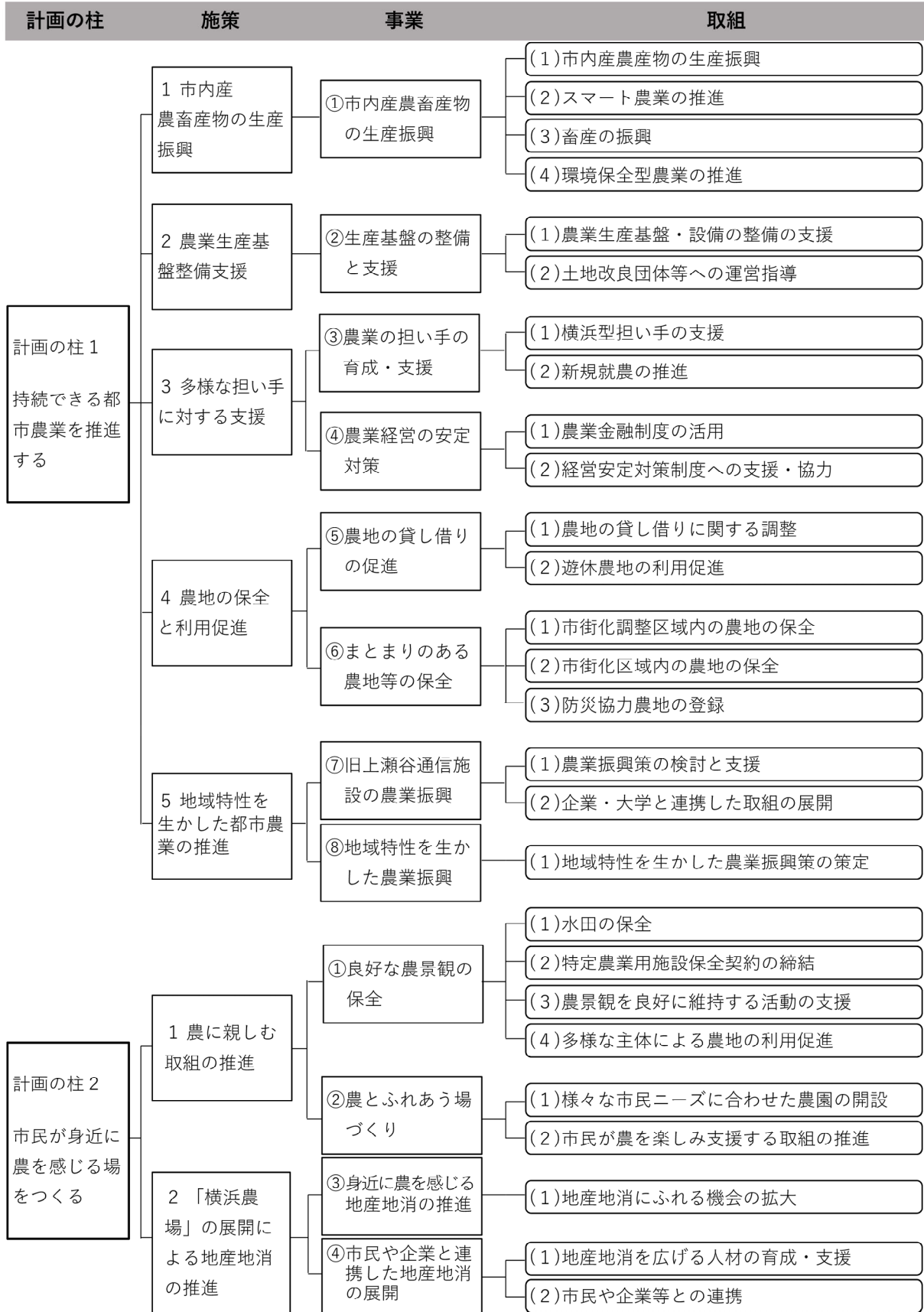


・プロモーションの強化

「横浜農場」のロゴの市内産農畜産物等への表示、イベントや広報等での積極的な活用を進め、ブランド力の向上を図ります。また、身近な場所で行われるマルシェの支援など、地域に根ざした地産地消の取組を進めます。



3 農業施策の体系



4章 施策の内容

計画の柱1 持続できる都市農業を推進する

農業生産基盤整備の支援や生産振興を図るとともに、多様な担い手の確保や支援により、将来にわたり持続可能な都市農業を推進する取組を展開します。

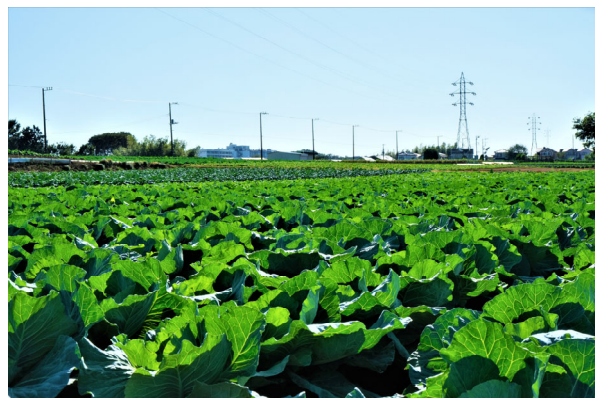
概要

横浜市では、市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物が生産・販売されています。

生産性向上のため生産者団体への設備導入支援やスマート農業の推進、農業生産基盤整備の支援、営農状況や周辺環境等の地域の特性を生かした農業振興策の策定、旧上瀬谷通信施設の農業振興等を行います。また、経営感覚に優れた意欲的な農業者や農業後継者、新規参入者等の多様な担い手を育成・支援するとともに、農地の貸し借りの促進や耕作放棄地の発生防止・解消を行い、農地の利用促進を図ります。



横浜の主力農産物 コマツナ



畑地かんがい施設を整備したキャベツ畑



新規参入者への農業用機械導入支援

横浜都市農業推進プラン 2024-2028

持続できる都市農業を推進する取組

- ・市内産農畜産物の生産振興
- ・農業生産基盤整備支援
- ・多様な担い手に対する支援
- ・農地の保全と利用促進
- ・地域特性を生かした都市農業の推進

市民が身近に農を感じる場をつくる取組 (横浜みどりアップ計画[2024-2028])

- ・農に親しむ取組の推進
- ・「横浜農場」の展開による地産地消の推進

横浜市の農業施策の全体像

計画の内容

施策1 市内産農畜産物の 生産振興

- 事業① 市内産農畜産物の生産振興
- (1) 市内産農産物の生産振興
 - (2) スマート農業の推進
 - (3) 畜産の振興
 - (4) 環境保全型農業の推進

施策2 農業生産基盤整備 支援

- 事業② 生産基盤の整備と支援
- (1) 農業生産基盤・設備の整備の支援
 - (2) 土地改良団体等への運営指導

施策3 多様な担い手に対す る支援

- 事業③ 農業の担い手の育成・支援
- (1) 横浜型担い手の支援
 - (2) 新規就農の推進

- 事業④ 農業経営の安定対策
- (1) 農業金融制度の活用
 - (2) 経営安定対策制度への支援・協力

施策4 農地の保全と利 用促進

- 事業⑤ 農地の貸し借りの促進
- (1) 農地の貸し借りに関する調整
 - (2) 遊休農地の利用促進

- 事業⑥ まとまりのある農地等の保全
- (1) 市街化調整区域内の農地の保全
 - (2) 市街化区域内の農地の保全
 - (3) 防災協力農地の登録

施策5 地域特性を生か した都市農業の 推進

- 事業⑦ 旧上瀬谷通信施設の農業振興
- (1) 農業振興策の検討と支援
 - (2) 企業・大学と連携した取組の展開

- 事業⑧ 地域特性を生かした農業振興
- (1) 地域特性を生かした農業振興策の策定

施策1 市内産農畜産物の生産振興

事業① 市内産農畜産物の生産振興

市内産農畜産物の安定的かつ効率的な生産ができるよう、生産、販売、流通等に必要な設備等の導入支援や、営農上の知識・情報等の提供により、市内産農畜産物の生産を振興します。

特に、農畜産物の高品質化や農作業の省力化等のため、スマート農業機器や設備等の導入支援を行うとともに、スマート農業技術による栽培実証に取り組むなど、技術の普及を進めます。

また、土壌診断や研修の実施等により、環境への負荷を軽減した農畜産物の生産を支援するとともに、都市農業特有の課題に対応するための取組を推進します。

(1) 市内産農産物の生産振興

ア 生産者団体への設備等導入支援

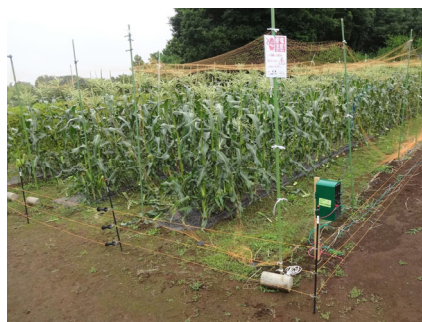
農作業の効率化等により、生産物の品質や生産量の向上を図るために、生産者団体が共同で使用する農業用機械等の導入を支援します。

イ 生産技術の普及・支援

農家の生産技術向上を図るために、新品種や新しい栽培方法など生産技術に関する栽培調査・展示、土づくりや病害虫防除など営農情報の農家への発信・提供、各種研修会や農畜産物品評会の開催支援等を行います。また、農作業事故を防止するために農作業の安全についても農家へ発信していきます。

ウ 周辺環境への対応支援

安定した生産の維持を図るために、鳥獣による農作物への被害対策として、防鳥施設や電気柵・ワナの設置などの導入を支援します。また周辺に配慮した農業を推進するために、農地に隣接した住宅地等への農薬の飛散防止対策として、農薬の飛散防止ネット等の設置を支援します。



電気柵に守られたトウモロコシ畑

エ 下水再生リンの肥料利用促進

市内で発生する下水汚泥からリンを回収し、肥料としての利用を進めることで、循環型社会の形成につながります。回収したリンを配合した肥料の開発・製造や市内を中心とした流通等の利用促進について、JA 横浜及び JA 全農かながわと一緒に取り組み、農家への普及を進めます。



3者の連携協定締結式の様子

(2) スマート農業の推進

ア スマート農業の普及

横浜市北部下水道センター（鶴見区）において、スマート農業技術を用いた遠隔での栽培実証や、農家への研修等を実施することで、スマート農業技術導入のきっかけづくりにつなげます。



ICT を利用した環境のデータ測定

イ スマート農業機器・設備等導入支援

農畜産物の高品質化や農作業の省力化等による生産性の向上を図るために、ICT やロボット技術などを利用したスマート農業技術の導入支援を行います。

コラム

「農業」 × 「先端技術」 = 「スマート農業」

スマート農業とは、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業のことです。

農業の現場では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっています。また横浜市は小規模かつ分散した農地が多く、省力化や生産性向上が求められています。

都市農業を持続していくためには、これらの課題解決に、スマート農業技術の活用が有効です。

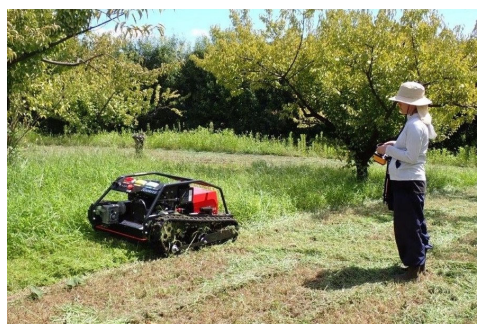
横浜市では、スマート農業技術を導入する農家を支援するため、令和3年度からスマート農業技術設備等導入支援事業を実施しています。アシストスーツや環境測定機器、細霧冷房装置やラジコン草刈機などに補助を行い、農家の省力化や農産物の高品質化につなげていきます。



アシストスーツ



AI 搭載型自律走行運搬ロボット



ラジコン草刈り機

(3) 畜産の振興

ア 畜産物の生産振興

市内産畜産物の生産を振興するため、畜舎の環境対策や家畜の改良などを支援します。

イ 家畜防疫・衛生対策等

家畜伝染病の発生等を防止するために、神奈川県や JA 等の関係機関と連携して家畜防疫対策の指導や、家畜衛生対策等の助言・支援を行います。

(4) 環境保全型農業の推進

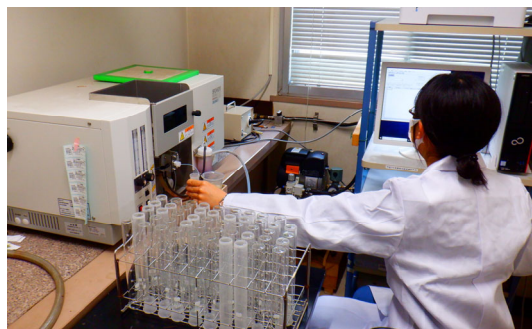
土づくり・施肥・病害虫防除（農薬等）・GAP の取組などに関し、関係機関と連携しながら、農家への情報提供や研修の機会をつくり、環境にやさしい農業を積極的に推進します。

ア 環境保全型農業推進者の認定・支援

たい肥等の有機質による土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減など、環境への負荷の軽減に取り組む意思のある農家を「環境保全型農業推進者」として認定するとともに、環境保全型農業に関する研修会の開催等により、さらなる環境保全の取組が進むよう支援します。

イ 土壌診断等

畑の土や培養土の土壌分析、養液栽培などの培養液分析の結果に基づき、適切な施肥管理の指導を行い、肥料の過剰施用を防ぎます。



農家の畑の土壌分析

ウ 栽培展示

横浜市環境活動支援センター内に環境保全型農業の展示ほ場を設置し、環境にやさしい農業の検証と市民への紹介を行います。

エ 特別栽培農産物の認証

国のガイドラインに基づいて、節減対象農薬と化学肥料の使用を通常（県が定める慣行レベル）の5割以下に減らして生産する農産物を「特別栽培農産物」として認証することにより栽培を奨励し、環境に与える負荷を軽減した農業を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
①	(1) 市内産農産物の生産振興	生産者団体への設備等導入支援：5件	
		現地巡回回数：3,500回	
		周辺環境への対応支援：60件	
	(2) スマート農業の推進	研修の実施：10件	
		スマート農業機器、設備導入支援：25件	
(3) 畜産の振興	推進		
(4) 環境保全型農業の推進	土壌・培養液の分析：6,000件		

多彩な横浜の農畜産物の生産

横浜市の農業生産の特徴は、水田が少なく、畑がほとんどであることから、野菜類やいも類等の作付けが多く、その品目も多様なことです。また、果樹園もあり、様々な果物が栽培されています。

こうした多品目少量栽培は、都市周辺の産地には多く見られますが、横浜の場合は、それぞれの品目の生産規模も大きく、全国的に見ても、作付面積や収穫量等が上位にランキングされる品目が多数あります。

野菜類で、最も生産が多いのはキャベツで、他にコマツナ、ホウレンソウなどの葉菜類、果菜類ではトマトやエダマメなど、根菜類ではダイコンなど、イモ類ではジャガイモやサツマイモなどが多く生産されています。



果樹(果物)類では、圧倒的に日本ナシの生産が多く、「浜なし」のブランドで、新鮮で完熟、大玉のナシとして人気があります。また、ブドウやカキ、ウメ、キウイなども生産が盛んです。

また、近年は、ミカンなどの柑橘類や、ブルーベリーの生産も増えています。



花き類では、シクラメンなどの鉢物類や、パンジー・ペゴニア・マリーゴールド・ペチュニア・ニチチソウなどの花苗が多く生産されています。また、植木生産も盛んです。



畜産も市内で行われており、豚肉、牛肉、生乳、鶏卵及びそれらの加工品等、良質な畜産物が生産され、はまポーク、横濱ビーフなどのブランドで販売されています。

横浜市では「横浜農場」のロゴを活用して、市内産農畜産物のPRを図っています。

施策2 農業生産基盤整備支援

事業② 生産基盤の整備と支援

生産基盤が整備されることで、農業の生産性が向上し、農業経営が安定するとともに、耕作の放棄が抑止されるなど農地の適正な維持管理にも寄与します。都市と調和した良好な環境の創出を図るためにも、畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備を支援します。さらに、土地改良団体等地域の農地管理団体や横浜ふるさと村総合案内所等の運営指導を充実し、地域の活性化を図ります。

(1) 農業生産基盤・設備の整備の支援

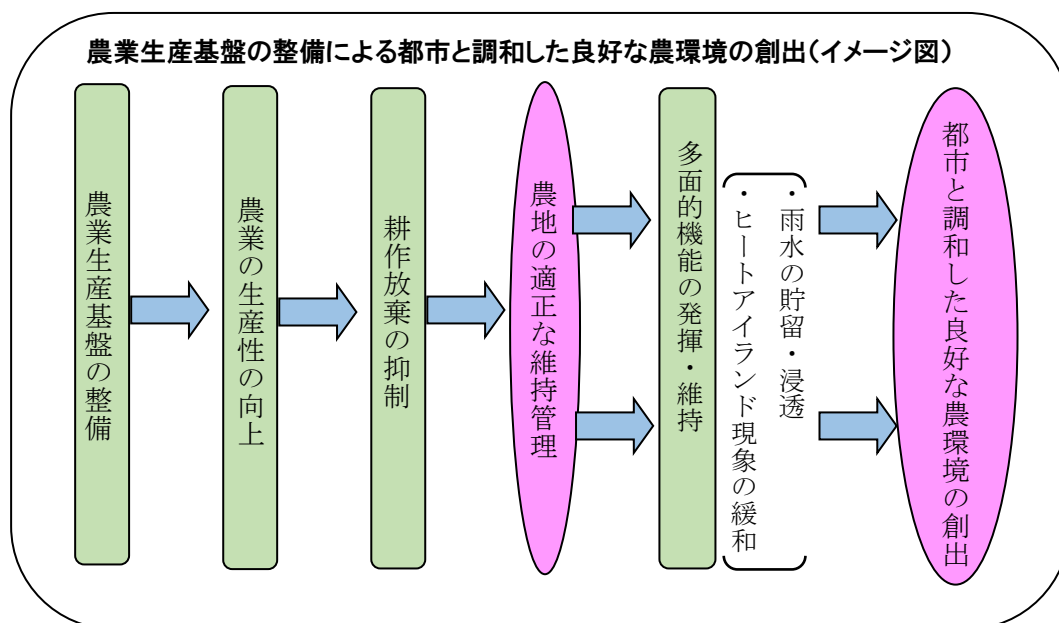
農業生産性の向上を図るとともに、都市農地のもつ多様な機能が発揮された良好な環境を創り出すため、地元とも協議しながら、農業生産の基盤である農地、畑地かんがい施設、暗きょ排水施設、農道等の整備を支援します。

また、土地改良区が行う、測量・換地等に対し支援します。

さらに生活道路として利用されている農道について、道路管理者への早期移管を進め、道路の維持管理の円滑化と市民サービスの向上を図ります。



基盤整備済の農業専用地区



(2) 土地改良団体等への運営指導

ア 土地改良団体等

土地改良法に基づく申請に対し、審査を行うとともに、認可を受けて設立された土地改良区の運営業務、整備事業、換地処分等を総合的に指導・支援します。

さらに農業専用地区内の農家を中心に組織された各農業専用地区協議会や水田地域を中心に組織されている市内の各水利組合等に対して、組織運営への助言や整備事業に対する技術指導を行います。

イ 横浜ふるさと村総合案内所

横浜ふるさと村総合案内所の管理運営に対して支援し、市民と農業者の交流を通じて、市民にいきいこの場を提供し、地域農業の振興を図ります。また施設の修繕等を計画的に行うとともに、持続的なふるさと村を目指して地域の課題解決に取り組みます。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
②	(1) 農業生産基盤・設備の整備の支援	整備改修支援：35件	
		農道移管：随時	
	(2) 土地改良団体等への運営指導	随時	土地改良区等：7団体 農業専用地区協議会：15団体 その他水利組合等：38団体 ふるさと村総合案内所：2か所

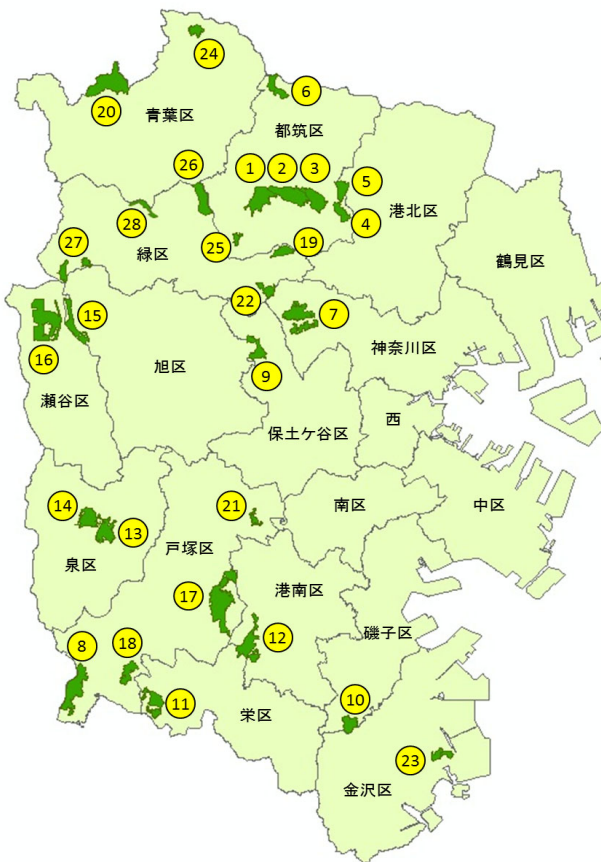
農業専用地区とは

農業専用地区は、昭和44年の「港北ニュータウン」地域内農地を対象とした指定に始まり、昭和46年以降、「計画的都市農業の確立」の推進基盤として市域全体に拡大されてきた横浜市独自の農業振興策です。

農業専用地区に指定されると、生産基盤の整備を始めとした横浜市の農業振興策が優先的かつ重点的に行われます。地区の指定は、農業振興地域における農用区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね10ha)を対象として横浜市が行います。指定後、生産基盤の整備が行われ、「新鮮で安心な農畜産物の市民への供給」、「地域の自然や田園景観の保全」、「災害等から市民を守る防災空間等の確保」が図られます。

このように、農業専用地区の指定により、「都市農業の確立と継続」、「都市と調和した良好な環境の創出」を進めています。「農業専用地区」は、今日の横浜市における農業の礎となっており、今後の農業施策においても中心となる施策です。

農業専用地区(28地区、1,071.5ha)



番号	地区名	指定年月日	地区面積	
1	港北ニュータウン農専	池 辺	S44.9.24	60.0 ha
2		東 方	S44.9.24	60.0 ha
3		折 本	S44.9.24	43.0 ha
4		大 熊	S44.9.24	20.0 ha
5		新羽大熊	S44.9.24	23.0 ha
6		牛久保	S44.9.24	24.0 ha
7	菅田羽沢	S47.3.31 (変更 S58.10.5) (変更 H3.4.20) (変更 H26.12.11) (変更 R3.4.14)	61.6 ha	
8	東 俣 野	S47.3.31 (変更 S48.11.2) (変更 H9.2.4)	65.7 ha	
9	西 谷	S47.11.25 (変更 S51.5.25)	25.2 ha	
10	氷 取 沢	S48.3.22	20.9 ha	
11	田 谷 ・ 長 尾 台	S48.10.30	35.1 ha	
12	野 庭	S50.12.27	43.4 ha	
13	中 田	S51.5.13	40.0 ha	
14	並 木 谷	S51.5.13	35.0 ha	
15	上 川 井	S52.7.7	35.3 ha	
16	上 瀬 谷	S52.7.7	92.0 ha	
17	舞 岡	S54.9.17 (変更 H22.10.15)	102.7 ha	
18	小 雀	S55.4.25	25.7 ha	
19	鴨 居 東 本 郷	S57.1.13	19.1 ha	
20	寺 家	S61.3.24	86.1 ha	
21	平 戸	S61.3.24	8.8 ha	
22	鴨 居 原	S61.9.1	17.1 ha	
23	柴	H3.3.30	17.4 ha	
24	保 木	H4.3.3	14.7 ha	
25	佐 江 戸 宮 原	H5.3.15	8.6 ha	
26	北 八 朔	H9.5.15	39.8 ha	
27	長 津 田 台	H18.8.30 (変更 H23.12.1)	25.7 ha	
28	十 日 市 場	H27.1.9	21.6 ha	
計		28地区	1071.5 ha	

「横浜ふるさと村」と「恵みの里」

● 横浜ふるさと村

横浜ふるさと村は、良好な田園景観を残している農業地域の農地や樹林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的としています。

市内では、「寺家ふるさと村」(昭和 62 年開村)と「舞岡ふるさと村」(平成9年開村)の2か所が整備され、市民と農家を結ぶ交流拠点として、「寺家ふるさと村四季の家」、「舞岡ふるさと村虹の家」の2つの総合案内所があり、自然・農業・農村文化などにふれあい、親しめる場となっています。



寺家ふるさと村の風景

● 恵みの里

恵みの里は、市民と農との交流を通じて、地域ぐるみで農業振興を図り、農地の保全や活力ある地域農業が安定的に営まれることにより、多くの恵みを市民にもたらすことを目的としています。市内では「田奈恵みの里」、「都岡地区恵みの里」、「新治恵みの里」、「北八朔恵みの里」、「柴シーサイド恵みの里」の5地域が指定されています。

恵みの里では、地域住民を対象に農業教室や農産加工教室といった農体験教室や農畜産物直売会等による地産地消の推進、地域農業のPRなどが行われ、市民が農とふれあえる場になっています。



舞岡ふるさと村のじゃがいも掘り

施策3 多様な担い手に対する支援

事業③ 農業の担い手の育成・支援

横浜では、野菜、果樹、花き、植木、水稻、畜産物等など様々な農畜産物が生産されるとともに、多品目少量栽培や品目数を絞った比較的大規模な栽培など、多様な農業が営まれています。

出荷形態も、直売、契約栽培、市場出荷等様々ですが、それぞれ、資材費の高騰や近年の度重なる天候不順や大雨の被害等により農業経営に不安を抱えています。今後も引き続き、横浜で多様な農業が展開されていくためには、安定した農業経営と担い手の確保が不可欠です。

そこで、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者のほか、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性農業者や、環境保全型農業に取り組む生産者等の意欲的に農業に取り組む担い手を認定し、横浜型担い手として支援を行います。さらに新たな担い手確保のため、農業後継者の育成、農業以外の他産業からの新規参入などを推進・支援します。

また、担い手の育成・確保にあたっては、様々な支援内容等について、JA等の関係機関と協力しながら、広くPRを図ります。

(1) 横浜型担い手の支援

ア 認定農業者

規模拡大や生産品目の拡充などの農業経営の改善に向けて取り組む地域の中心的な農家を認定農業者として認定し、支援を行います。

<認定農業者の認定制度>

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指すために農業者自らが「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を作成し、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らして適切であると認められると、その計画を認定します。

認定された農家を対象に、計画の実現のために必要な専門家による経営診断や各種研修会の開催、経営改善に必要な機械・設備等の導入等の支援を行います。

イ よこはま・ゆめ・ファーマー

女性農業者がいきいきと働き暮らせる農のあるまち横浜を目指すため、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定し、グループ活動やネットワークづくり等の支援を行います。

〈よこはま・ゆめ・ファーマーが目指す女性農業者像〉

- (ア) 地域の農業を支える担い手としての自覚と誇りを持つ
- (イ) 農業経営に主体的に参画する
- (ウ) 農のある地域づくりや、女性起業を目指す
- (エ) 地域の農業に関する様々な方針決定の場へ積極的に参画する
- (オ) 女性農業者ならではのネットワークをつくる



ウ 環境保全型農業推進者（再掲）

たい肥等の有機質による土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減など、環境への負荷の軽減に取り組む意思のある農家を「環境保全型農業推進者」として認定し、環境保全型農業に関する研修会の開催や情報提供、直売所等に掲示する表示板の交付などの支援を行います。

〈環境保全型農業推進者の取組項目〉

- (ア) 堆肥その他有機質資材による土づくり
- (イ) 化学肥料の施用を減少させるための技術の導入
- (ウ) 化学合成された農薬の使用量を減少させるための技術の導入
- (エ) 有効な資源の再利用及び省エネルギーに必要な技術の導入
- (オ) 環境保全型農業の取組内容の記帳



環境保全型農業推進者の直売所用表示板（見本）

(2) 新規就農の推進

新たな担い手を確保するため、農業後継者の就農、農業以外の他産業からの個人・法人の新規参入などを推進するとともに、円滑な営農開始と農業経営の安定化を図るために設備・資材等の導入や農地の確保等を支援します。また、研修会等の開催により、就農後の営農継続に向けて支援します。

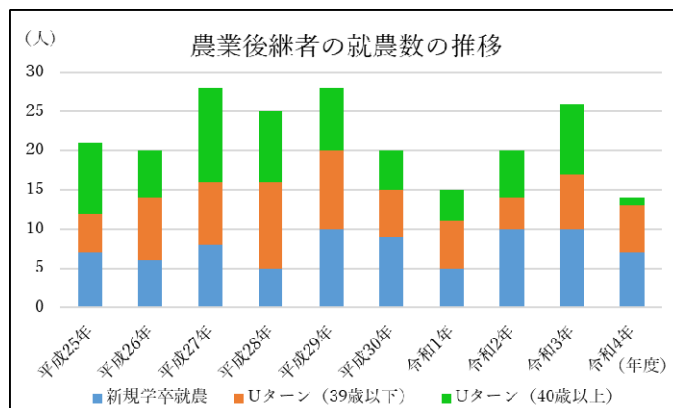
さらに、教育団体や福祉団体の農業参入を進め、農福連携を推進します。

ア 農業後継者の育成

横浜は、他都市と比べて毎年多くの農業後継者が就農しています。内訳としては、Uターン就農が多く、他に高校・大学等卒業後の就農があります。

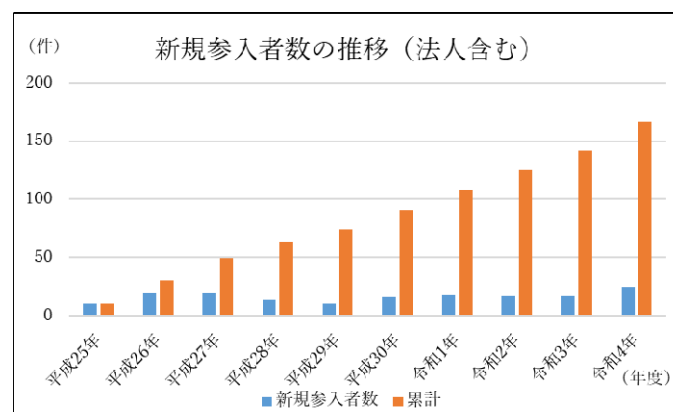
これらの農業後継者が、意欲とやりがいを持って農業に取り組むことができるように、支援します。

また、農業後継者等が、作物の栽培技術や機械の操作方法等を習得する機会を増やすため、農家間で実施する研修に対して支援を行います。



イ 農業への新規参入の推進

新規参入者として育成する「横浜チャレンジファーマー」や、農業経営基盤強化促進法に基づき認定する「認定新規就農者」及び新たに農業に取り組む法人など農業以外の他産業からの農業への参入を進めます。



※ 累計については平成25年度からの累計数値

ウ 農福連携の推進

学校法人や社会福祉法人、NPO法人などの、教育や福祉事業としての農業参入事例が増加しています。新たな農業の担い手の一つとして、様々な参入事例や運営手法等も参考にし、関係部局等とともに学校法人や社会福祉法人、NPO法人等の参入の課題解決を図り、教育や福祉と農との連携を推進していきます。

エ 新規就農者への支援

農業後継者及び新規参入者等の新たな担い手の円滑な営農開始と農業経営の安定化を図るため、初期投資として必要な設備・資材等の導入を支援します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
③	(1) 横浜型担い手の支援	横浜型担い手の支援：50件	
	(2) 新規就農の推進	就農：推進	
		支援件数：100件	

新規就農者の確保・育成を図っています

● 横浜市での現状

令和2年の農林業センサスでは、横浜市の総農家数は3,056戸となっています。この数値は、平成27年の農林業センサスの3,451戸と比べて5年間で約400戸減少しており、減少傾向が続いています。

そこで、新たな農業の担い手として、新規就農者の確保・定着を図ることが重要になっています。また、新規就農者の方々が地域に調和し、地域を担う農業者となるよう育成することも必要です。

新規就農者には、既存農家の後継者などの新規自営農業就農者、民間企業等に勤めてから研修等を受けて新たに農業を始めた新規参入者など、様々なバックグラウンドを持った方々がおおり、それぞれのバックグラウンドを理解した支援を行っていくことが求められています。

● 横浜市の取組

令和2年度から新規就農者を対象とした、「横浜市新規就農者農業経営改善支援事業」を開始しました。本事業では、新規就農者の方々を対象に農業機械の購入費等の助成を行い、営農の初期投資として必要な設備及び資材等の導入を支援することにより、円滑な営農開始と農業経営の安定化を図ることを目的としています。



また、助成以外にも、研修会を開催して新規就農者の技術向上を図っています。その他、国の補助金等を活用して幅広い支援を行っています。

● 参考

農林水産省では新規就農者を新規自営農業就農者、新規雇用就農者、新規参入者の3つを定義しています。

新規自営農業就農者・・・個人経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

新規雇用就農者・・・調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）

新規参入者・・・土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

事業④ 農業経営の安定対策

農業経営に必要な資金の融資や、国・県の制度による融資に伴う利子補給等により、借入農家の負担を軽減することで農業経営の安定化を図ります。

また、国・県が実施する野菜等の価格安定制度等に参加する生産者を支援することにより、市内産農畜産物の計画生産・出荷と経営安定を図ります。

(1) 農業金融制度の活用

ア 農業経営資金融資預託

市内の農家等に対して、農業経営に必要な短期（1年間）の運転資金を低利で融資するため、資金を預託し、JA（融資機関）を通じて融資を行います。

イ 農業振興資金利子補給

市内の農家等が生産施設等の整備拡充を行う際、JA等の融資機関から低利に調達できるようにするため、融資機関に対し利子補給を行います。

ウ 農業経営基盤強化資金利子助成

市内の認定農業者が、農業経営改善計画の実施に必要な長期資金を、融資機関である株式会社日本政策金融公庫から借り入れる場合に、利子助成を行います。

(2) 経営安定対策制度への支援・協力

国・県が実施する野菜価格安定対策事業（共同出荷・販売された野菜の卸売価格が下落したときの損失を一定の範囲まで補てんする制度）に参加する生産者に対して、生産者の資金造成負担金の一部を助成し、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

また、収入保険制度や新たな品目での経営安定対策についても、加入推進に協力するなど、農家の経営安定を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
④	(1) 農業金融制度の活用（農業経営資金、都市農業振興資金、農業経営基盤強化資金）	推進	
	(2) 経営安定対策制度への支援・協力	推進	

施策4 農地の保全と利用促進

事業⑤ 農地の貸し借りの促進

農業経営の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入した個人・法人等への農地の貸し借りを進めます。特に、耕作放棄地など、農地の遊休化が進んでしまった土地や、高齢化や後継者不足等の労働力不足等により遊休化が懸念される農地については、いち早く情報を集め、農地情報のマッチングを行い、貸し借りに結び付けることによって農地の利用促進を図ります。

(1) 農地の貸し借りに関する調整

ア 利用権設定による貸借の促進

市街化調整区域内の農地の貸し借りを進め、農地の利用を促進します。

イ 生産緑地地区内農地の貸借の推進

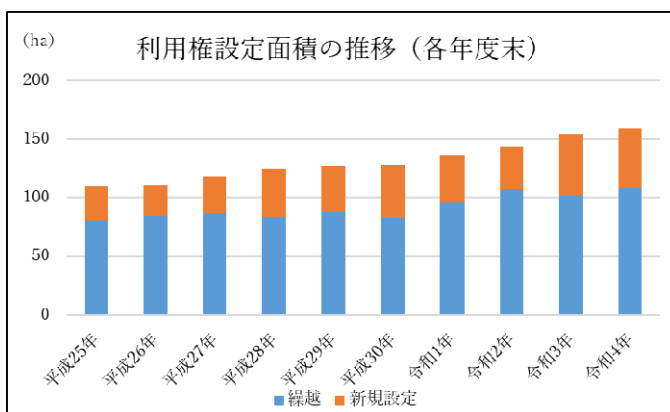
市街化区域のうち生産緑地地区内の農地については、平成30年に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律により貸し借りがしやすくなりました。農地所有者の耕作が難しくなった生産緑地については、この制度を活用し貸し借りを促進することにより、都市農地の保全活用を図ります。

ウ 農地マッチング制度

貸したい農地の情報と、借りたい農家の情報をデータベース化し、貸付希望の農地情報を借りたい方へ提供することにより、農地の貸し借りを促進します。

(2) 遊休農地の利用促進

農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生・解消に関する調査等を実施するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、関係機関と農地の情報や規模拡大希望農家の情報・課題等を共有しながら、遊休農地の解消を図ります。



取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑤	(1) 農地の貸し借りに関する調整	貸借面積：190ha	生産緑地を含む
	(2) 遊休農地の利用促進	農地調査：5,000ha	

事業⑥ まとまりのある農地等の保全

市内には、郊外部にまとまりのある農地が広がり、多種多様な農畜産物が生産されています。また、市街化区域の中にも意欲を持って、農業に取り組む農家があります。法制度の適切な運用により、農業経営の基盤となる農地の保全を図ります。

(1) 市街化調整区域内の農地の保全

ア 農業振興地域の農用地区域の保全

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、県知事が市街化調整区域の中に農業振興を図るべき「農業振興地域」を、市長が農業振興地域内の「農用地区域」を定め、農地の有効利用と農業振興を計画的に推進しています。この制度により約 1,000ha の農用地区域を指定しており、引き続き制度を適切に運用することで、優良な農地を保全します。

イ 農地転用許可制度の適切な運用

市街化調整区域内の農地転用の申請に対し、農地転用許可基準等に基づき、適切に判断するとともに、転用農地の周辺農地に対する被害防除のための指導を行います。

(2) 市街化区域内の農地の保全

ア 生産緑地地区内の農地の保全

市街化区域内の農地における緑地機能を積極的に評価し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区の指定拡大を進め、市街化区域に残された貴重な農地を保全します。



生産緑地地区

イ 特定生産緑地の指定推進

生産緑地地区は、指定から 30 年経過すると、いつでも買取りの申出ができ指定解除につながることから、買取申出時期が 10 年間延期される「特定生産緑地」の指定を推進し、生産緑地の保全を図ります。

(3) 防災協力農地の登録

阪神・淡路大震災を契機として、全国に先駆けて「防災協力農地登録制度」を創設し、約 250ha の農地を防災協力農地として登録しています。登録された農地は、災害時に避難場所、延焼の遮断、仮設住宅用地などの役割を果たします。

引き続き、防災協力農地の登録を働きかけていきます。



防災協力農地

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑥	(1) 市街化調整区域内の農地の保全	農振農用地区域の管理：推進	
		農地転用許可制度の適切な運用：推進	
	(2) 市街化区域内の農地の保全	生産緑地地区の指定と制度の運用：推進	
		特定生産緑地の指定と制度の運用：推進	
(3) 防災協力農地の登録	登録：推進		

施策5 地域特性を生かした都市農業の推進

事業⑦ 旧上瀬谷通信施設の農業振興

平成27年6月に全域返還された旧上瀬谷通信施設は、長年米軍に接収されていたため、道路舗装がされておらず、また建築制限等により都市農業に必要な農業生産基盤が整備できない状況でした。本地区では、新たに実施する土地区画整理事業によるまちづくりを契機に、地域の農業生産力を高めていくため、畑地かんがい施設等の整備や農業振興策の実施を進めていきます。

さらに、都市と農のバランスの取れた郊外部の拠点となるまちづくりを実現させるため、これまでの歴史ある農業も継承しつつ、企業・大学等と連携を図ることにより、新たな都市農業のモデルの確立を目指した検討を進めます。また、GREEN×EXPO 2027を契機とした最新の農業技術を活用し横浜の農業の活性化につなげます。

(1) 農業振興策の検討と支援

土地区画整理事業にあわせ、新たに農業生産基盤の整備を行うとともに、将来に向けた農業振興策の検討と支援を進めます。

ア 農業生産基盤の整備

換地により農地を集約するとともに、効率的・安定的かつ高品質な農業生産への転換を目指し、ほ場や農道、畑地かんがい施設等の農業生産基盤の整備を進めます。

イ 農業振興策の検討と支援

小面積でも収益性の高い栽培品目への転換支援や、周辺地区の賑わいを生かした集客型農業への転換支援、市民が農や食とふれあえる機会の創出や地産地消の推進など、持続性の高い農業経営の確立を目指すための農業振興策の検討を進めます。併せて将来の地域における農業者の組織化を進めます。

(2) 企業・大学等と連携した取組の展開

企業や大学等様々な主体と連携することで、市内各地で活躍できる、新規就農者等や地域農業の核となる人材の育成を目指します。また、横浜に適したスマート農業技術や小面積でも高収益化を図れる施設農業等の研究・実証等のほか、SDGsの達成にも貢献する農業の取組の検討を進めます。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑦	(1) 農業振興策の検討と支援	整備：50ha	
	(2) 企業・大学と連携した取組の展開	推進	

旧上瀬谷通信施設地区の農業振興について

● 地区の概況とまちづくりの検討状況

本地区は全体の約 242ha のうち約 45% (110ha) が民有地であることから、施設の返還後、将来の土地利用に関して市と地権者で意見交換を重ねてきました。そして平成 29 年 11 月、地区の土地利用検討を行う「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」が地権者により設立されました。

横浜市では国有地・民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用の整備を一体的に推進するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を開始し、令和 2 年 3 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、令和 4 年 10 月には土地区画整理事業の事業計画を決定しました。本地区では、まちづくりのテーマと方針、地権者のまちづくりの考え方を踏まえ、土地利用の内容ごとに「農業振興地区」「観光・賑わい地区」「物流地区」「公園・防災地区」の地区を設定しています。



土地利用計画図

● 農業振興の検討状況

農業振興地区では、これまで土地利用の制限があったことから、地下の室を使った軟白ウド*の栽培をはじめ、露地野菜や果樹、植木等の多様な農業が営まれていました。

本地区では、将来の地区の農業振興について、旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会の農業振興部会を中心に検討を行っています。土地区画整理事業とあわせた畑地かんがい施設等の農業生産基盤整備により、地域の農業生産力の向上が図られること等を前提に、これまでの歴史ある農業を継承しつつ、先進事例の現地視察や試験栽培を通じて、スマート農業をはじめとする新技術の活用、高収益作物の栽培及び法人等との連携について検討を行っています。



※ 現在はハウス等による栽培に移行し、令和 3 年 3 月には「横浜瀬谷うど」として、かながわブランドに登録されています。



横浜瀬谷うど



農業振興部会による現地視察の様子



アシストスーツの体験会



運搬ロボットの体験会

事業⑧ 地域特性を生かした農業振興

都市農業の拠点である市内のまとまりある農地について、地域の特性を生かした農業振興策を策定することで、横浜の魅力である農業や農地を生かしたまちづくりやにぎわいの創出を図ります。また、持続的な地域農業を推進し、子育て世帯も求める身近な自然環境や気持ちにゆとりのある暮らしの実現につなげます。

(1) 地域特性を生かした農業振興策の策定

農業専用地区等のまとまりのある農地では、周辺の土地利用転換や農家の高齢化、農業生産基盤の老朽化など、農地や地域農業を取り巻く様々な状況が変化しています。持続できる都市農業を推進するために、その変化を踏まえて地区の状況の調査や、新規参入者・企業参入により活性化を図る地域など、地域の特性を生かした農業振興策を策定します。



まとまりのある農地

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑧	(1) 地域特性を生かした農業振興策の策定	策定：5地区	

計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割や機能に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

農地は、新鮮な農畜産物の供給の場であることに加えて、里山などの良好な景観の形成、生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養や災害時の避難場所になるなど多様な役割や機能を有しています。このような農地の役割や機能に着目しながら、市民農園の開設や農体験教室の開催、地産地消の推進などにより、市民が身近に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

また、「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」と整合を図りながら進めます。



さらに「横浜農場」のプロモーションにより、横浜の食や農を横浜ブランドとして浸透させるとともに、収穫体験農園や良好な農

景観等を市民のための観光資源としてもPRし、都市の魅力向上にもつなげます。



横浜らしい農景観

横浜都市農業推進プラン 2024-2028

持続できる都市農業を推進する取組

- ・市内産農畜産物の生産振興
- ・農業生産基盤整備支援
- ・多様な担い手に対する支援
- ・農地の保全と利用促進
- ・地域特性を生かした都市農業の推進

市民が身近に農を感じる場をつくる取組

- (横浜みどりアップ計画[2024-2028])
- ・農に親しむ取組の推進
 - ・「横浜農場」の展開による地産地消の推進

横浜市の農業施策の全体像

計画の内容

施策1 農に親しむ取組の 推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する活動の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2 「横浜農場」の展開に よる地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
- (2) 市民や企業等との連携

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

農地は良好な農景観の形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養機能など多様な機能を有しており、横浜に残る農地や農業がつくり出す「農」の景観は多様です。農業専用地区に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家や法人などが農地を維持する取組を支援します。

(1) 水田の保全

ア 水田の継続的な保全の支援

土地所有者が水田を維持し、水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稲作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。また、保全された水田の維持管理に対する支援を行います。



保全された水田

イ 良好な水田景観保全のための水源・水路の確保

水田景観の保全を図るために、井戸や水路等の水田に必要な施設等の整備を支援します。

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地所有者の負担軽減と農地の保全を図るため、農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減します。



特定農業用施設

(3) 農景観を良好に維持する活動の支援

市街化調整区域のまとまりのある農地や市街化区域の生産緑地地区などを対象に、周辺環境と調和した良好な農景観を維持する活動を支援します。

ア まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

良好な農景観を形成するため、水路等での清掃活動や農地縁辺部への植栽、水源の確保のための井戸の整備などに対して支援します。また、農地周辺の環境を良好に維持するため、土砂流出を防止する活動に対する支援や農地周辺の不法投棄対策を進めます。



農地縁辺部への植栽

イ 周辺環境に配慮した活動への支援

都市の中で農景観を維持するためには、農地の周辺にお住まいの方々の農業への理解が必要です。このため、農地周辺の環境に配慮した取組や、農作業等により生じるせん定枝などをたい肥化する活動などに対して支援します。

(4) 多様な主体による農地の利用促進

遊休化して荒れた農地は、貸し借りが進まず、良好な農景観が損なわれます。良好な農景観を保全するために、意欲ある農家や新規に参入を希望する個人・法人など多様な主体へ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
①	(1) 水田の保全	水田保全面積：115ha	
		水源・水路の整備：25件	
	(2) 特定農業用施設 保全契約の締結	制度運用	・対象：1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と住宅敷地内等にある農業用施設について10年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する活動の支援	まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援： ・集団農地維持活動団体 60団体 ・農地縁辺部への植栽 75件 ・農景観保全整備 40件 周辺環境に配慮した活動への支援： ・環境配慮支援 25件 ・緑肥作物等による環境対策 20ha	
(4) 多様な主体による農地の利用促進	遊休農地の復元支援：3.0ha		

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めます。また、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。農地が少ない都心部を含め、市内各地で農とふれあう場づくりを展開するとともに、農家への援農活動を支援します。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

ア 収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備等を支援します。



収穫体験農園 果物のもぎとり体験

イ 市民農園の開設支援

〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園〉

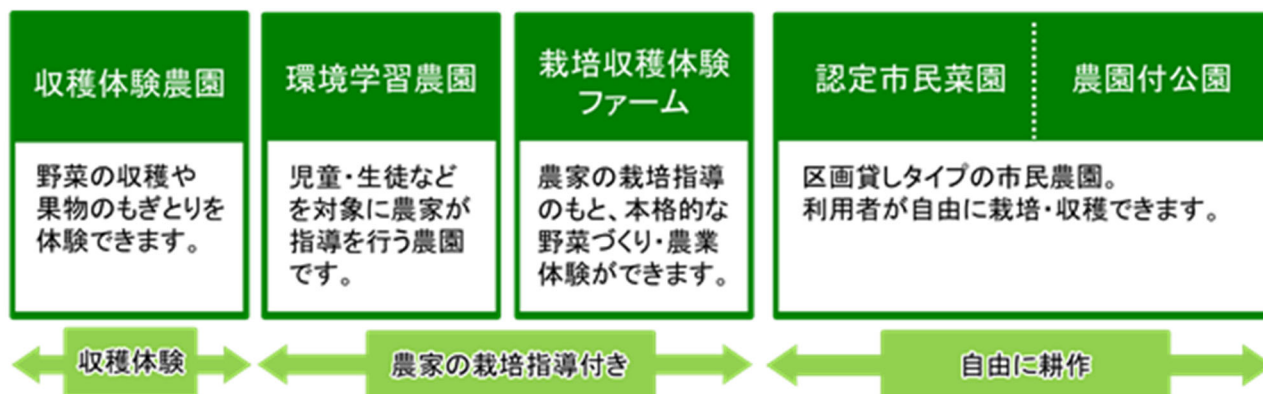
農作業の経験がない人でも農家から指導を受けることで栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者等が農園を開設するための支援を行います。環境学習農園の開設や利用希望等の相談があった際には、農家と学校等の相談に積極的に対応します。



農園付公園

ウ 農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を公園として市が買取ることや、農地の少ない都心部においても、市民が農作業を楽しめる農園を公園内に整備し開設します。



(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

ア 農を楽しむ取組の推進

横浜ふるさと村や恵みの里等で、苗の植え付けや農産物の収穫などを行う農体験教室など、市民が農とふれあう機会を提供します。また、ふるさと村総合案内所に農を楽しむ拠点としての機能の充実を図り、農の魅力を発信します。

さらに、市内全域で農体験に関する様々な相談に応じるため、専門知識やスキルを有するコーディネーターを派遣します。



田奈恵みの里の体験水田

イ 農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や家族で学ぶ農体験講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。子どもたちが楽しく農を学べるよう、家族で参加できる農体験講座の充実に取り組みます。また、援農コーディネーター(※)等を活用し、市民農業大学講座修了生などによる農家への援農活動を支援します。



家族で学ぶ農体験講座

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
②	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	様々なニーズに合わせた農園の開設：19.5ha	【内訳】 収穫体験農園：10ha 市民農園：5ha 農園付公園：4.5ha
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：450回	・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：田奈、都岡、新治、柴シーサイド、北八朔
		コーディネーター派遣：50件	
		市民農業大学講座の開催：175回	
		家族で学ぶ農体験講座の開催：30回	

※ 援農コーディネーター…労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の援農を支援する組織

市民が農にふれあえる場が増えています

横浜には、身近なところに農地があり、市民の様々なライフスタイルに応じた、農とのふれあいを楽しめる場づくりを進めています。まずは、気軽に楽しめる収穫体験から、横浜の農にふれてみませんか。

気軽に農体験

● 収穫体験農園

農家が栽培した旬の果物や野菜の収穫が体験できます。ナシやブドウ、ミカンなどのもぎ取りやイチゴやブルーベリーの摘み取り等、様々な収穫体験ができ、気軽に農体験を楽しみたい方々が身近なところで農にふれることができる場となっています。



収穫体験農園 ブルーベリー狩り

● 横浜ふるさと村・恵みの里

横浜ふるさと村では、横浜らしい里山景観を楽しめるだけでなく、四季を通じて様々な農作物の収穫体験や、地域の農畜産物を使った料理教室などが行われ、市民が自然・農業・農村文化などにふれあうことができます。

また、恵みの里では、米作りや味噌作り等の体験教室や直売会等が定期的に行われ、市民に身近な農業が展開されています。



新治恵みの里 農体験教室

農家から指導を受けて農業体験

● 栽培収穫体験ファーム

農家の指導のもと一緒に農作業を行うことで、農業に関する知識や経験がない方でも、プロ並みの野菜づくりを経験することができます。

● 環境学習農園

幼稚園や小学校の近くにある農地で、園児や小学生が、農園を開設した農家の指導を受けながら、コマツナやサツマイモ等の野菜づくりや水田での米作りなどの農体験ができます。



環境学習農園 みたけっ子田んぼ

自分で考え、自由に農作業

● 認定市民菜園・農園付公園

区画割りされた農園で、自分で考えた栽培プランで自由に野菜作りを楽しむことができ、地域コミュニティの場としても活用されています。また、農地の少ない都心部においても市民が農体験を楽しめるよう、公園内に農園を整備します。



農園付公園
阿久和富士見小金台公園

施策2 「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

身近に市内産農畜産物を買える場や機会があることへの市民ニーズは高く、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組は、身近に農を感じ、横浜の農への理解を深めるきっかけにもなります。そこで、地産地消の取組を推進するため、地域でとれた農畜産物などを販売する直売所等の整備・運営支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなどの取組を進めます。あわせて、地産地消に関わる情報の発信など、PR を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

ア 直売所支援等の地域に根差した地産地消の推進

直売所や加工所に必要な設備の導入等を支援します。また、市民に身近な場所で実施される青空市やマルシェ等の継続的な開催を支援します。



青空市・マルシェ等の開催

イ 市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するため、市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用します。



市内産苗木や花苗の配布

ウ 市民に伝わる地産地消の情報発信

情報誌やパンフレットなどの制作・発行やウェブサイト・SNS などの活用により地産地消の取組のPR を推進します。また、「横浜農場」を活用した市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの強化を図ります。特に、生物多様性の保全や美しい農景観の形成など、多くの意義のある市内水田を守るために市内産米のPRを行います。また、地域の特性を生かした地産地消の取組を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	直売所・青空市等の支援：285件	【内訳】 直売所・加工所：85件 青空市・マルシェ等：200件
		緑化用苗木等の配布：125,000鉢 市内産花苗の公共設等での活用：10件	
		情報発信・PR：情報誌などの発行35回	

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

市内産農畜産物を食材として活用し、加工販売したいと考える企業や、横浜の農業の魅力を伝える活動を行う団体や市民等が増え、農業関係者以外の主体が地産地消の取組を実施する活動が広がっています。この動きをさらに拡大するため、市民の「食」と、農地や農畜産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」^(※1)などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成・支援

ア はまふうどコンシェルジュ等の地産地消を広げる人材の育成

講座の開催により、地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュを育成します。また、飲食店からの市内産農畜産物の使用に関する相談などに対応し、「よこはま地産地消サポート店」^(※2)への登録を促します。



はまふうどコンシェルジュ育成講座

イ 市民等による主体的な地産地消の活動支援

はまふうどコンシェルジュやよこはま地産地消サポート店によるイベント開催など、主体的な地産地消の活動を支援します。



はまふうどコンシェルジュによる地産地消講座

ウ 地産地消活動の情報交換の場づくり

生産者やよこはま地産地消サポート店、はまふうどコンシェルジュ、地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等を開催し、ネットワークづくりを支援します。



情報交換の場（食と農のフォーラム）



地産地消サポート店
ステッカー

(2) 市民や企業等との連携

ア 企業等と連携した地産地消の推進

地産地消を広げるため、地産地消に取り組む意欲のある企業からの相談などに対応し、地産地消のPRイベントの開催や市内産農畜産物を使用した商品の販売等、企業等と連携した地産地消の取組を推進します。



大学と連携した地産地消のPR

イ 地産地消ビジネス創出の推進

地産地消に関係する新たなビジネスに取り組む市内中小企業等を対象に、ビジネスプランを策定するための講座を開催し、認定されたプランを支援します。

ウ 学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携し、学校給食での市内産農産物の一斉供給や、小学生を対象とした料理コンクールを開催します。



サッカーチームと連携した地産地消イベント

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
④	(1) 地産地消を広げる人材の育成・支援	はまふうどコンシェルジュ育成講座の開催：5回	
		はまふうどコンシェルジュ・よこはま地産地消サポート店の活動支援：150件	
		地産地消フォーラムの開催：5回	
	(2) 市民や企業等との連携	市民や企業等との連携：75件	
		ビジネス創出支援：20件	
		・学校給食での市内産農産物の一斉供給：推進 ・料理コンクールの開催：5回	

※1 はまふうどコンシェルジュ…横浜市が横浜の「食」と「農」をつなぎ地産地消を広めるため講座で育成した市民

※2 よこはま地産地消サポート店…市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

市民や企業と連携した市内産農畜産物の魅力発信



はまふうどコンシェルジュが開催しているマルシェの様子



地産地消ビジネス創出支援事業で支援した取組

● 高い市民力と多様な事業者の存在が強み

横浜市には、はまふうどコンシェルジュをはじめとした食や農に関心の高い市民や、食品加工業、流通業、ホテルや飲食店などによる様々な地産地消の取組が行われています。

● 市内産農畜産物が味わえるレストラン等が多数

近年では地産地消への関心の高まりから、新鮮で旬な市内産の野菜や果物、卵などの畜産物を食材として取り入れるレストラン等が増えています。横浜市では、市内産の農畜産物を多くの方々に味わっていただくために、これらの飲食店等をよこはま地産地消サポート店として登録し、市民の皆様へ情報発信するとともに、よこはま地産地消サポート店の拠点としての機能を生かした取組を支援しています。

● 様々な連携・ネットワークにより新たな取組や商品が誕生

こうした多数の市民・企業等と連携した取組を強化し、そのネットワークづくりの支援・充実を進めています。そして、市民や企業等と連携した6次産業化の推進や地産地消ビジネス創出の支援につなげ、新たな取組や商品が誕生しています。

